

SAAJ 日本システム監査人協会報

解散総会・設立総会報告

宮川新会長の下、新たなシステム監査の普及事業にまい進の決意

さる平成13年9月18日、日本ユニシス株式会社(東京都江東区豊洲)において、日本システム監査人協会臨時総会及びNPO設立総会が開催されました。

開催内容

1. 記念講演「インフォ・アシュアランスに関する国際的動向と政府の取組み」経済産業省商務情報政策局情報セキュリティ政策室 山本文士課長補佐様より、ご講演をいただきました。
2. 当協会荒川副会長より「公認システム監査人認定制度」についての現時点での考え方を発表しました。
3. 臨時総会
出席 520人(委任状、議決表決者を含む)
第1号議案 協会解散の件
4分の3以上の賛成により可決成立しました。
第2号議案 残余財産処分の件
4分の3以上の賛成により可決成立しました。
第2号議案の追加・修正案 継続中の事業と会員の引継ぎの件
2分の1以上の賛成により可決成立しました。
4. 設立総会
出席 511人(委任状、議決表決者を含む)
第1号議案 特定非営利活動法人日本システム監査人協会設立の件
第2号議案 特定非営利活動法人日本システム監査人協会定款の件
第3号議案 当初の資産の件
第4号議案 事業計画及び収支予算の件
第5号議案 役員の件
第6号議案 設立認証申請の件

全議案とも圧倒的多数により可決成立しました。

5. 最後に
新会長として承認されました宮川公男様より、ご挨拶をいただきました。

1. 「インフォ・アシュアランスに関する国際的動向と政府の取組み」 山本文士様 講演要旨

1. 情報セキュリティの実態
日本における電子商業マーケットは、1998年に比し、2005年には13倍になるとの予測がある。その中で情報セキュリティの脅威は年々高まっている。情報セキュリティは今に始まったことでなく、昭和52年により政府は、情報システム安全対策基準、システム監査基準、コンピュータウィルス対策基準、コンピュータ不正アクセス対策基準等の施策を行ってきた。
2. 経済省の情報セキュリティ対策
基本的な考えとして
①セキュアなネットワーク基盤の構築
②自由なネットワーク環境の確保とアシスト
③国際的なインターオペラビリティの確立
具体的には、
・ISO/IEC17799に基づく情報マネジメント政策
・ISO/IEC15408に基づく技術評価・認証体制、セキュアな暗号利用促進
・ISO/IEC15408スキームに係る政府調達
・情報処理技術者試験に情報セキュリティアドミニストレータ試験を創設
・サイバーテロ特別行動計画
・不正アクセス禁止法制定
・電子政府の構築

2. 公認システム監査人認定制度についての現時点での考え方要旨

荒川副会長

公認システム監査人認定制度(総会説明案)

1. 制度の概要

システム監査の普及と発展を図るため、特定非営利活動法人 日本システム監査人協会(以下、協会という)は、「公認システム監査人(Certified Systems Auditor)」および「システム監査人補(Associate Systems Auditor)」の資格制度を創設する。協会は、システム監査技術者試験の合格者である「システム監査技術者」を対象に、一定の継続教育を受けることを条件として「システム監査人補」に認定し協会に登録する。

協会は、「システム監査人補」を対象に、2年以上のシステム監査の実務経験者を「公認システム監査人」に認定し協会に登録する。

「公認システム監査人」および「システム監査人補」認定の有効期間は3年とする。ただし、継続教育の受講などにより認定の更新を行うことができる。

システム監査技術者試験と関連性のある資格の所有者については、特別認定制度により、一定の教育を受けることなどを条件として同様に認定する。

2. 制度の詳細

(1) 申請要件

システム監査人補の登録申請および公認システム監査人(以下、システム監査人という)の認定申請は、その所有資格に応じて、次のようにしてそれぞれ認定する。

(2) 認定の申請

①システム監査人補の認定を受けようとする者

登録申請書に「今後、継続教育要件を満たす旨」の宣誓書を添えて提出する。

②システム監査人の認定を受けようとするシステム監査人補

認定申請書に実務経験に基づく小論文を添付して提出し、システム監査人となるに必要な資質と実務経験の審査ならびに面接試験を受ける。

③同時申請

システム監査人の認定を受けようとするシステム監査人補でない者は、認定申請書に実務経験に基づく小論文および「今後、継続教育要件を満たす旨」の宣誓書を添付して提出し、システム監査人となるに必要な資質と実務経験の審査ならびに面接試験を受けることができる。同時申請した者は、審査の結果などにより、システム監査人もしくはシステム監査人補として認定する。

(3) システム監査人の認定審査および面接試験

①認定審査は、小論文に基づきシステム監査人となる実務経験を有していることを審査する。

②面接試験は、システム監査人となるに必要な資質、倫理規定の理解、実務経験を、複数の試験委員により確認する。

(4) 認定の有効期限と更新

①システム監査人およびシステム監査人補の認定の有効期限は3年とする。

2.-(1) 認定図

申請資格 所有資格	システム監査人	システム監査人補
情報処理システム 監査技術者	システム監査人補が、所定の実務経験を示して認定申請することにより、面接の上、審査し、認定する。	「継続教育を受ける旨」の宣誓書をつけて、登録申請することにより認定する。
特別認定制度に定める 資格の有資格者	システム監査技術者試験合格者に準じて同様に扱う	
備 考	同時申請を認める。	

②認定の更新を受けようとする者は、別途に定める更新に必要な継続教育を受けていることを報告する書類を、あらかじめ1年ごとに提出しておかなければならない。

③認定の更新を受けようとする者は、申請書に一定の継続教育を受けたことを報告する書類を添付して、有効期限満了の1か月前までに申請しなければならない。

④認定を受けた後の原資格の失効は、本認定には影響しない。

(5)特別認定制度

システム監査技術者試験の合格者でない者について、特別認定制度を設ける。

①情報処理技術者試験の部分受験による認定

次の資格所有者は、システム監査技術者試験の該当する試験科目を部分受験し合格することにより、本認定制度においてシステム監査技術者試験の合格者と同様に取り扱う。

(注) 本表および次表において、高度情報処理技術者は、システムアナリスト、プ

ロジェクトマネージャ、アプリケーションエンジニアおよび上級システムアドミニストレータをいう。

(セキュリティアドミニストレータは後日に定める)

(注) 本規定は、情報処理技術者試験の部分受験制度が発足後に適用する。

②特別認定講習による認定

次の資格取得者は、本協会の認定する特別認定講習において該当する科目を履修し、一定以上の成績を修めることにより、本認定制度においてシステム監査技術者試験の合格者と同様に取り扱う。

以上

(5)-① 特別認定制度表

所有資格 試験科目	高度情報 処理技術者	中小企業診断 士(情報部門)	公認会計士	技術士 (情報工学)	C I S A
午前・多肢選択式			○		
午後Ⅰ記述式	○	○	○	○	
午後Ⅱ論述式		○			○

(5)-② 特別認定講習認定表

所有資格 試験科目	高度情報 処理技術者	中小企業診断 士(情報部門)	公認会計士	技術士 (情報工学)	C I S A
情報システムに関する知識			○		
システム監査に関する知識	○	○	○	○	
論文およびプレゼンテーション		○			○

公認システム監査人認定制度細目 (総会説明案)

1. システム監査実務経験の認定要件

(1) 認定の条件

システム監査実務経験の認定は、申請前5年間に於けるシステム監査実務経験2年以上の有無の確認により行う。その実務認定範囲については次のとおりとする。

① システム監査

② 業務監査、会計監査などの監査実務、ITコンサルティング実務、ITセキュリティ管理実務、IT管理実務など

③ 当協会のシステム監査普及サービスに基づくシステム監査の実務習得、当協会のシステム監査実践セミナーの受講もしくは修了。換算率などは別途定める。

④ 別途に定める団体が主催する修了証の発行される教育講座の受講もしくは修了。

初期における別途に定める団体は、日本内部監査協会、金融情報システムセンターとし、また、修了証の発行される教育講座は、同団体による「システム監査のセミナー」、「システム監査人養成講座」とする。換算率などは別途定める。

⑤ 上記①から④の実務経験と同等以上であると協会が認める学識・経験

(2) エビデンス

申請者は、所属組織が承認したシステム監査実務経験を証明する証書もしくは同等の証書もしくはその写しを添付する必要がある。ただし、システム監査報告書、システム監査概要書などの提出は求めない。

2. 継続教育の認定要件

(1) 継続教育の範囲

継続教育の範囲の例は、以下のとおりとする。

① 当協会の主催する講演会、セミナー、月例研究会、支部研究会、分科会への参加、およびシステム監査普及サービスのシステム監査あるいはシステム監査実践セミナーなどへの参加

② システム監査学会、セキュリティマネジメント学会、EDPユーザ団体連合会、情報システムコントロール協会、日本内部監査協会、システム監査普及連絡協議会が主催するシステム監査に関する講演会・研究会などへの参加

③ 上記以外の組織が主催する教育で、協会が個別審査の上認めた講演会などへの参加

(2) 個別審査

個別審査を受けようとする者は、講演会などの受講資料を協会に提出しなければならない。

3. 特別認定講習

特別認定講習は、以下の講習内容および講習

講習内容	講習時間
・ 情報システムに関する知識	15時間以上
・ システム監査に関する知識	15時間以上
・ 論文およびプレゼンテーション	7時間以上

習時間などを総合的に勘案して、当協会が認めたものとする。

4. 手数料

本認定制度に関する手数料は、次のとおりとする。

(1) システム監査人認定審査手数料

① システム監査人補が申請する場合

3万円

② システム監査人補でない者が申請する場合 4万円 (注)同時申請

(2) システム監査人補認定手数料 1万円

(3) 更新認定審査手数料

1万円 (注) 毎年の継続教育報告は無料

5. 経過措置

・ 保証書による面接試験の代替

日本システム監査人協会の解散時において正会員であった者が、特定非営利活動法人システム監査人協会の正会員2名(内1名は理事であること)の保証書を提出した場合は、これを面接試験に代替させることができる。

ただし、本認定制度発足後3か月以内に申請する場合に限る。

以上

3.設立趣旨書

設 立 趣 旨 書

(1) 時代背景

21世紀にわが国産業が、国際競争力を維持向上させるためには、各企業にとって自社にとどまらず関連企業まで巻き込んだ業務プロセス改革、組織改革、知識の蓄積活用方法の改革、新事業の開発等が不可欠である。

これらは、実際には情報技術(IT)を通じて実現される。さらに、IT化の波は、一般企業のみならず、行政体からあらゆる組織、個人まで巻き込み、インターネットに代表される情報システムに大きく依存する社会が実現しようとしている。情報システムに依存する度合いが強まるほど、システムの持つ脆弱性の社会に及ぼす影響が大きくなっていく。

(2) 検討の経過

1999年6月に通産省の産業構造審議会情報産業部会情報化人材対策小委員会の中間報告「戦略的情報化投資による経済再生を支える人材育成」において新しいシステム監査人制度について二つの問題提起があった。

第一は、「システム監査人がユーザの信頼を得るためには、単に知識等に習熟するのみならず、実践的監査経験を積むことが重要である。この観点から、従来より実施している情報処理技術者試験(システム監査技術者試験)に合格した上で、一定の有効な実務経験を積んだことを確認することにより、システム監査人として認定する制度の創設を検討する。」(前掲中間報告、p.8)

第二は、「IT技術が急速に変化する中で、システム監査人が最新の技術動向に対応できるよう情報処理技術者試験の見直しと併せて定期的セミナーの受講を義務づけるなどの方策を検討する。」(前掲中間報告、p.8)

これらの問題提起を踏まえて、日本システム監査人協会では、経済産業省情報処理振興課に「システム監査のあり方に関する提言」「システム監査技術者試験についての提言」「新しいシステム監査人制度についての提言」を行った。

(3) 設立の趣旨

システム監査とは「監査対象から独立したシステム監査人が個々の監査の目的に応じて情報システムを点検し、総合的・客観的に評価し、助言勧告などをするもの」である。情報システムの信頼性、安全性、効率性、有効性を監査し、もって情報化社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

日本システム監査人協会は、もともとシステム監査の啓蒙・普及、システム監査人の育成と研鑽を目的として発足した任意団体である。ここに特定非営利活動法人日本システム監査人協会として再発足することによって、経済産業省情報処理振興課のご指導を得ながら、産構審答申で期待する「システム監査人」認定事業を行い、従来にも増してシステム監査の啓蒙・普及、システム監査人の育成と研鑽を推進する。

これにより、戦略的情報化投資を求められている各種の組織体のIT(情報技術)活用の促進と国際競争力の向上をはかるとともに、システム監査や情報セキュリティに関連する国際的な連携も強化していきたい。

活動内容

- ① 社会教育の推進を図る活動
- ② 国際協力の活動
- ③ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

特定非営利事業の種類

- ① システム監査に関する啓蒙・広報活動
- ② システム監査の事例・技法等に関する調査・研究
- ③ システム監査に関する研究会・講習会の開催と援助
- ④ システム監査人の養成及び継続育成教育
- ⑤ システム監査人の認定制度の運営
- ⑥ 情報処理技術者システム監査試験合格者の共同研究推進
- ⑦ 情報処理技術者セキュリティアドミニストレータ試験合格者の共同研究推進
- ⑧ 経済産業省登録システム監査企業の共同研究推進
- ⑨ システム監査人行動基準・倫理規定の策定と維持
- ⑩ その他、本会の目的を達成するために必要な事項

平成13年9月18日

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本システム監査人協会
代表者 住所又は居所

氏 名 宮川 公男 印

4. NPO申請手続き中間報告

9月18日に行われた特定非営利活動法人日本システム監査人協会設立総会の決議に基づいて、NPO法人化の申請手続きを行っています。その中間報告をいたします。

担当理事 逆見節夫(NO.0009)

1. 全部で51点の書類を作成し、10月17日、橘和会長、和貝副会長、逆見とで、東京都生活文化局の窓口申請書類を提出しました。一部に不要部分および不備を指摘されました。
2. 10月18日の理事会で、指摘された部分の削除・修正について承認を得ました。
3. 10月24日、橘和会長が都庁担当窓口書類を提出し、受理されました。
4. 今後の見通し
 - ① 本日より2ヶ月間(10/24-12/24)を縦覧期間とする。
 - ② 申請の概要(法人名、代表者名、事務所、定款の目的)を都の公報に広告するとともに、HPでも閲覧できるようにする。
 - ③ 4ヶ月以内(12/24まで)に認証、不認証の決定を行い、通知を書留で送付する。
 - ④ 上記3の結論を出す前に、本日より3ヶ月後(12/24)くらいの時点で、認証、不認証にかかわらず、問題点、疑問点などの照会を行うことになる。なお、不認証の方向が出る場合は、その問題点をクリアするため、原点にもどり、申請をしないことができる。その時は、不認証の決定は行わない。
5. 上記3により認証を受けた時は、2週間内に法務局に登録し、後に完了届を都に提出し、一連の手続きが終わる。

5. 特定非営利活動法人日本システム監査人協会定款

都庁に申請したものです。

特定非営利活動法人

日本システム監査人協会定款

平成13年9月制定

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本システム監査人協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都新宿区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、システム監査を社会一般に普及せしめると共に、システム監査人の育成、認定、監査技法の維持・向上をはかり、よって、健全な情報化社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1)社会教育の推進を図る活動

(2)国際協力の活動

(3)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1)システム監査に関する啓蒙・広報活動

(2)システム監査の事例・技法等に関する調査・研究

(3)システム監査に関する研究会・講習会の開催と援助

(4)システム監査人の養成及び継続育成教育

(5)システム監査人の認定制度の運営

(6)システム監査人行動基準・倫理規定の策定と維持

(7)その他、本会の目的を達成するために必要な事項

2 この法人は、次の収益事業を行う。

(1)セミナー・出版事業

(2)政府及び関連諸団体からの受託事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、及び団体

(2)賛助会員 前号にかかげるものを除き、本協会の目的に賛同し、本協会の発展拡大に協力する個人、及び団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員の入会について、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

3 会長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 会長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき

(2)本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき

(3)除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

(1)この定款に違反したとき

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(提出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の提出金品は、返還しない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く

(1)理事 10人以上、40人以内

(2)監事 1人以上、3人以内

2 理事のうち1人を会長、8人以内を副会長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の職務執行の状況を監査すること

(2)この法人の財産の状況を監査すること

(3)前2項の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4)前項の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任務等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 身の故障のため職務の遂行に耐えられないと認められたとき

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったとき

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会で決定する。

(顧問・相談役)

第20条 この法人に顧問・相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。

第4章 会 議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員を持って構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員の選任又は解任

(6) 入会金及び会費の額

(7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) その他、運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 総会は毎事業年度開始後2月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

(3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知した事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとする。

4 総会の議決について、特別の利害関係を

有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名捺印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事を持って構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号の場合には、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 前項にかかわらず、会長若しくは複数の理事の要求により提案のあった事項を加えることができる。

3 理事会の議事は、出席理事の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

(理事会での表決権等)

第37条 各理事の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、記名捺印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、収益事業に関する資産の2種とする。

(管理)

第41条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第43条 この法人の会計は、次のとおり区分

する。

(1) 特定非営利活動に係る事業会計

(2) 収益事業会計

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 前項の書類は、少なくとも3年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

3 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を経なければならない。

第52条 会及び総会において、議決権を有する出席会員の4分の3以上の多数をもって決する。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人を解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち総会で議決する者に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を経なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第57条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

3 事務局長は理事の互選とし、会長が任命する。

4 職員の任免は、会長が行う。

(事務局の組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から最初の定時総会開催の日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成14年12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予

算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる金額とする。

(1) この法人の母体となった任意団体である日本システム監査人協会(この法人成立にあわせて解散した)の会員で、この法人に移行入会をした者

なお、任意団体である日本システム監査人協会にて準会員であった者は、この法人では正会員個人とする

		年会費	入会金
正会員	個人	10,000円	なし
正会員	団体	資本金5億円以上	なし
	〃	1～5億円未満	
	〃	1億円未満	
賛助会員	個人	一口 8,000円	なし
賛助会員	団体	一口 50,000円	なし

(2)新たに入会する者

		年会費	入会金
正会員	個人	10,000円	2,000円
正会員	団体	資本金5億円以上	5,000円
	〃	1～5億円未満	
	〃	1億円未満	
賛助会員	個人	一口 8,000円	2,000円
賛助会員	団体	一口 50,000円	5,000円

別表 設立当初の役員

役職名	氏 名
会 長	宮川 公男
副会長	荒川 幸式
副会長	小野 修一
副会長	橘和 尚道
副会長	鈴木 實
副会長	富山 伸夫
副会長	蓮見 節夫
副会長	安本 哲之助
副会長	和貝 享介
理 事	石島 隆
理 事	一村 義夫
理 事	岩崎 昭一
理 事	打矢 隆司
理 事	大谷 完次
理 事	片寄 早百合

理 事	勝田 敦彦
理 事	木村 裕一
理 事	指田 朝久
理 事	中尾 宏
理 事	原田 奈美
理 事	萬代 みどり
理 事	福田 啓二
理 事	藤野 明夫
理 事	松枝 憲司
理 事	水野 英治
理 事	三谷 慶一郎
理 事	山口 忠男
理 事	山口 芳彌
理 事	山田 俊明
理 事	吉田 裕孝
理 事	芳仲 宏
監 事	斎藤 隆
監 事	野村 章

平成13年度第8回理事会議事録

平成13年 8月9日(木)18:30~21:30

於：三井物産(株)会議室

出席者：橘和、山田、水野、岩崎、藤野、

原田、福田、片寄、萬代、富山、吉田、小野、
松枝、勝田、鈴木、三谷、荒川、芳仲、木村、
一村、蓮見、和貝、山口

1. 審議事項

NPO化の申請準備のための準備資料について審議した。

(1) NPO申請スケジュール

①日本システム監査人協会臨時総会

- ・平成13年9月18日(会場は日本ユニシス29F大会議室)特定非営利活動法人日本システム監査人協会設立総会
- ・平成13年9月18日(日本システム監査人協会臨時総会に継続して実施)
- ・理事全員が発起人となり設立総会を招集

②申請日

- ・平成13年10月17日
- ・約4ヵ月後の平成14年2月には認可される予定

(2)特定非営利活動法人日本システム監査人協会の代表者

- ・前システム監査学会会長の宮川公男氏にお願いすることに決定

(3)臨時総会および設立総会召集の資料

以下の資料について審議して内容を確定した。

- ・日本システム監査人協会臨時総会通知
- ・日本システム監査人協会臨時総会議案書
- ・特定非営利活動法人日本システム監査人協会設立総会通知
- ・特定非営利活動法人日本システム監査人協会設立総会議案書
- ・総会返信用はがき文案

(4) NPO設立の申請資料

以下の資料について審議して内容を確定した。

- ・設立趣旨書
- ・特定非営利活動法人日本システム人協会定款
- ・平成14年度事業計画書
- ・平成15年度事業計画書
- ・平成14年度 特定非営利活動に係る事業会計収支予算書
- ・平成14年度 収益事業に係る事業会計収支予算書

・平成15年度 特定非営利活動に係る事業会計収支予算書

・平成15年度 収益事業に係る事業会計収支予算書

(5) その他

NPO設立総会では招待客の案内は行わず、来年2月に実施する総会の時に招待客への案内を行う。

2. 報告事項

システム監査人認定制度に関する各項目の準備状況について報告した。

(1)新組織検討

以下の事項を検討中。

①登録申請の準備(1. 審議事項参照)

②解散時の定足数(4分の3)を確保するための対策

- ・支部の協力で委任状の確保
- ・会社単位で委任状の確保
- ・月例会(9月4日、セキュアド)の会場で委任状の確保
- ・委任状の収集状況を見て必要な場合は催促を行う
- ・>会員のみなさま、委任状の返送をよろしくお願いします

③新組織役員

- ・会長については、前システム監査学会会長の宮川公男氏に依頼する
- ・橘和会長は副会長に就任(理事承認)
- ・事務局長、事務担当者については候補者の検討中

④事務局体制

- ・新宿NFD社より借用予定(事務局の移動は14年1月を予定)

(2)教育研修制度

以下の事項を検討中。

①認定制度と研修制度の関係の整理

②研修コースと研修目的の整理

- ・実務研修コース、継続学習コース、受験指導コース等

(3)認定制度

以下の事項を検討中。

①7月3日の提言を原則とした基本設計(基本的事項)

- ・合格者、システム監査人補およびシステム監査人に対する試験及び継続教育の関係

②今後詳細を決める必要のある事項

- ・試験委員会、審査要領、面接での評価ポイント、書類審査のフォーム等

③その他の事項

- ・SAAJ会員に対する経過措置、事務局業務等
- ・>認定制度と教育研修とは密接な関係な

ので、今後は共同で検討する。

(4) 会員増強

以下の事項を検討中。

① 法人会員の獲得

システム監査企業台帳に登録された企業に対するアクション

② 個人会員の増強

入会紹介キャンペーン、HP等による協会のPR等

(5) 近畿会活動状況の報告

① 第73回定例研究会を開催しました。参加者は30名の盛会でした。

日時 2001年 7月 6日(金)

18:30~20:30

テーマ 「政府の情報セキュリティポリシーガイドライン適用について」

講師 日本ユニシス(株) 関西支社
アドバンスコンサルティンググループ 馬場 孝悦氏

② 手順書各論編の進捗状況

・「エンベデッドシステムにおけるシステム監査手順」はかなりまとまってきました。

・その他テーマにつきましても予定のペースで各担当とも進捗しています。

③ 11月23日(祝)24日(土)開催予定の実践セミナー

・企画会議は8月12日に開催します。

・9月から定員20名で近畿会山田理事受付で予約受付開始の予定です。

・会場 吹田市江坂 サニーストンホテルです。

以上

平成13年度第9回理事会議事録

平成13年9月13日(木)18:30~21:30

於：三井物産(株)会議室

出席者：橘和、荒川、小野、鈴木、和貝、

中尾、岩崎、打矢、片寄、木村、指田、富山、

蓮見、水野、山口、吉田、芳仲

1. 審議事項

(1) 公認システム監査人認定制度

・「公認システム監査人認定制度」および「公認システム監査人認定制度細目」を総会で説明する。

>「公認システム監査人認定制度(総会説明

案)」が総会での説明資料として了承された。

>「公認システム監査人認定制度細目(総会説明案)」は総会での説明資料として了承された。

(2) 副会長

・総会議案書作成等のNPO立ち上げ時の中心的な作業を担当した、蓮見理事に副会長に

・NPO新事務体制を早急に整備するために、富山理事に事務局長兼務の副会長に就任していただく。

>了承された。

(3) 新理事

・当協会顧問の鈴木信夫氏にNPO日本システム監査人協会の理事に就任していただき、事務局を担当していただく。

>了承された。

(4) 総会議案書等の一部修正

>以下の修正事項について承認された。

① 臨時総会「第2号議案 解散に伴う残余財産処分の件」の修正規約第35条の規定「解散に伴う残余財産は、理事会及び総会において会員の4分の3以上の議決を得て、本協会の目的に類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。」により、特定非営利活動法人日本システム監査人協会に寄付する。

2 協会のこれまでの成果物、及び継続中の事業は、特定非営利活動法人日本システム監査人協会に引き次ぐ。

3 協会の法人会員、個人正会員及び準会員は、特定非営利活動法人日本システム監査人協会の法人会員および個人正会員に移行する。

②「定款案」の修正

・(理事会の議長)第35条 理事会の議長は会長がこれにあたる。

⇒第35条 理事会の議長は、会長もしくは会長が指名した理事がこれに当たる。

・別表 設立当初の役員の修正

⇒富山伸夫および蓮見節夫の役職名を理事から副会長に変更。理事として鈴木信夫を追加。

③ 設立総会議案書「第3号議案 当初の資産の件」の修正

任意団体である日本システム監査人協会解散に伴う残余財産の寄付を受けて、当初の資産とする。

2 任意団体である日本システム監査人協会解散に伴い、日本システム監査人協会のこれまでの成果物、及び継続中の事業は、この法人

で引き次ぐ。

- 3 任意団体である日本システム監査人協会解散に伴い、日本システム監査人協会の法人会員、個人正会員及び準会員は、この法人の法人会員および個人正会員とする。

④設立総会「第6号議案 設立認証申請の件」の修正

(4)社員のうち10名以上の者の名簿

設立者名簿記載の33名を記載する。

⇒34名に修正

項番追加

(6)設立認証申請に当たって、認証機関より、なにがしかの修正を求められたとき、設立の趣旨や枠組みの修正でない限り、当協会の理事会の判断にて対応することを可とする。ただし、次期総会で報告承認を得るものとする。

⑤「設立者名簿」の修正

設立者名簿に鈴木信夫を追加

*)定款変更等に関する上記の①から⑤の修正については、委任状、議決表決書の数から修正が不可能と判断され、9月18日の総会において提案されなかった。

(5)BS7799養成コース

- ・株式会社アーク(荒川副会長)の実施するセミナー案内。
 - ・「研修後援に協会名を載せる」および「メーリングリストを使った会員への開催案内」を行うことで、会員に対しては20%割引を行う。
 - ・ホームページにも案内を載せる。
- ＞了承された。

2. 報告事項

(1)臨時総会案内はがきの回収状況

- ・はがき回収は424枚(内75枚が出席)。
- ・臨時総会成立の定足数である過半数は確保された。
- ・入会を望まない会員が11名。
- ・返信はがきにおいてNPO日本システム監査人協会へ入会を希望しない者を除いて入会希望とみなし、設立総会時の会員数とする。

(2)設立総会

- ・議長は橘和会長。
- ・議案、役員紹介後に宮川会長の挨拶。
- ・ビデオ撮影(支部への配布用)。

(3)総会後の認証手続

- ・就任承諾書
- ・宣誓書
- ・住民票の写し
- ・日付は総会日

(4)事務局体制

①新オフィス

- ・9月末に「情報システム監査株式会社」より「株式会社日本システムディベロップメント(NSD)」(新宿)へ引越し予定。
- ・机、キャビネ等の備品はNSDより借用
- ・引越し準備(荷造り、引越し業者選定など)

② 会員管理

- ・協会会員とシステム監査人のデータを分ける必要がある。
- ・監査人、監査人補の管理システムを作る必要がある。

(5)支部規約

- ・各支部に対して原案作成を依頼する。
- ・支部所属の基準を明確にすること。

(6)倫理規定

- ・システム監査人の倫理規定に変更する必要がある。

(7)次回理事会の開催日変更

- ・次回理事会開催予定を10/11(第2木)から、都庁申請の翌日となる10/18(第3木)に変更する

以上

平成13年度第10回理事会議事録

平成13年10月18日(木)18:30~21:30

於：三井物産(株)会議室

出席者:橘和、荒川、小野、安本、和貝、岩崎、片寄、勝田、木村、富山、蓮見、藤野、松枝、山口、芳仲

1. 報告および承認事項

(1) 新事務体制

① 事務局移転

- ・新住所と電話番号は以下のとおりである。
- 〒163-0716 新宿区西新宿2-7-1
- 新宿第一生命ビル16階16W4号室
- Tel: 03-3348-4415, fax: 03-3348-4416

② 事務局体制

- ・これまでシステム監査(株)に委託していた事務を富山理事に引継中である。富山理事が週に2~3日事務局に来て対応する。
- ・ハード、ソフト、メール等は岩崎理事が担当する。
- ・部屋の鍵の返却ルール等の管理について

検討する。

③ 事務作業報酬

- ・事務を行う理事に対して、交通費、通信費等を支払う予定としたい。
- ・支払金額および支払時期について検討する。

④ 新住所の封筒の作成

- ・総務担当が新住所の封筒を5000部作成する(11月末まで)。
 - ・11月の会報までは旧封筒にシールを貼る。
- >封筒作成について承認された。

(2) N P O

① NPO申請

- ・10月17日に都庁へNPOの申請書を持って行った。
 - ・都庁より、申請書の形式整備のための修正と削除の指導を受けた。
- >都庁よりの指示に従って修正することが承認された。
- ・10月24日に指摘事項を修正して再申請する。
 - ・また、都庁からはNPOを新組織として定款を作成すべきだとの指摘を受けたが、システム監査人協会からの資産の引継ぎ等もあるため、NPOの設立趣旨書、定款において任意団体からの移行であることを明確にしていることを再確認した。

② 名刺、リーフレット等の作成

- ・1月中旬にはNPOの認証が降りる予定のため、それまでに用意しておく必要がある。
- 各チームが検討を実施する。

③ 経産省への説明資料

- ・10月中旬に経済産業省へ新制度の説明に行くための説明資料を作成する。

(3) 会報

① 会報原稿

- ・次回会報の原稿締切りは11月9日で、12月初旬に発行予定である。
- ・臨時総会を主体とした記事を作成する。他に、システム監査人制度の解説を載せる。

② 会報の発送

- ・前回の会報の発送を郵便から宅配便に変更したところ、返送が20件、未着が4件あった。
- ・郵便では配達されていたものが宅配便では配達されないことがあるので、郵便に戻すか検討する。

(4) 月例研究会

① 10月月例会

- ・テーマはCMM。

- ・10月30日に実施する。

- ・申し込みは現在14名(会員外は4名)である。

② 12月月例会

- ・テーマはCobit3。

- ・12月10日に開催予定である。

- ・講師は上川氏。

③ 案内

- ・アドレス登録状況は現在8割くらいである。

- ・次回(11月)の月例会案内ははがきも使うが、次々回(12月)よりメールのみにする予定である。

- ・次回会報でこの案内を載せたい。

(5) セキュリティ研究会

- ・ISMS確立のための作業手順を作成中であり、12月中に最終報告としたい。

(6) 事例研究会

- ・10月27、28日に実践セミナーを実施の予定である。

- ・参加申込者は現在12名である。

(7) 法人部会

- ・自治体アンケートは現在まとめの段階であり、回答分析結果は自治体にフィードバック(10月中)する予定である。

- ・また、ホームページと会報に載せる予定である。

(8) 近畿会

① 第74回定例研究会結果

- ・9月28日(金)18:30~20:30

- ・場 所 日本ユニシス株式会社関西支社

- ・テーマ 「プロジェクトにおける合意形成」

- ・講師 フォーサイトシステム株式会社 取締役 中谷 正明氏

- ・参加者30名

② システム監査実践1泊研修会 11月23日、24日

- ・吹田市江坂 サニーストンホテルで開催の予定で教材準備中である。

- ・引続き参加者募集中。

- ・申し込み先: yamada@ascot.co.jp

③ 手順書プロジェクト

各論編開発中(いよいよ大詰めにかかり、29日打ち合わせ会開催、進捗確認)

- ・F A 編 神尾氏(リーダー)

- ・エンベデッドシステム編 浦上氏

- ・企業等の組織内LAN、WANシステムの構築・運用・保守編 三好、栗山氏

- ・個人情報の保護編 飛田氏
 - ・システム監査用語編 藤野氏
 - ・自治体編 小山氏
 - ・監査プロジェクト手順編 土出氏(アドバイザー) サポート 安本
- うち、2テーマについては13年度科学研究費 奨励研究対象である。

(9) 中部支部

- ① 来年度のSAAJ中部支部役員人事
- ・任期より来年度の役員交代の予定。
- ② SAAJ中部支部合宿開催(11/17~18)
- ・SAAJ会員であれば会員価格で参加可能である。
 - ・詳細はSAAJ全国版のメーリングリストにて連絡済み。
 - ・概要
- 実施日時 2001. 11. 17(土) 13:00 - 18(日) 12:00
- 会場(宿泊場所) 鹿の湯ホテル
- 住所: 三重県三重郡菰野町湯の山温泉
- 費用 会員 18,000円
非会員 28,000円
- 参加予定人数 30名

以上

平成13年度第11回理事会議事録

平成13年11月8日(木) 18:30~21:00

於: 三井物産(株)会議室

出席者: 橘和、荒川、小野、和貝、岩崎、打矢、勝田、木村、富山、蓮見、藤野、山口、吉田、芳仲

1. 報告事項

(1) NPO申請

- ・10月24日にNPOの最終申請を行い、受理された。
- ・受理日から約3ヵ月後の平成14年1月24日くらいに、認証、不認証にかかわらず、問題点や疑問点について照会される予定。
- ・ここで不認証の決定は行われることはない。
- ・従って、早ければ来年の1月24日にはNPOの認証を受ける可能性がある。
- ・その後2週間以内に登記する。

(2) 名称表記

- ・NPO登録完了となるまでは協会名の頭にNPOをつけることはできない。
 - ・以下のように表示することは可能。
- 日本システム監査人協会
(特定非営利活動法人認証申請中)

(3) 事務局賃貸契約

- ・事務局賃貸契約は管理会社とNSD、橘和会長の3者覚書とすることとした。
- ・現在、覚書の文言について調整中。

(4) 経産省への挨拶

- ・11月7日に宮川氏と橘和会長が経産省の村上総括課長補佐と高橋課長補佐に挨拶を行った
- ・合格者の住所氏名は公開できないとのこと。
- ・試験制度等について、ITコーディネータを参考にしてはどうかとアドバイスを受けた。

(5) 制度関連の事務手続

- ・制度運営のための申請書、登録書、認定書、継続契約の様式や管理台帳などを決める必要がある。
- ・認定制度担当グループに事務手続および帳票等の検討をお願いする。
- ・研修実績の認定、記録および管理については、ITC、CISA、CIA等を調査する。
- ・その他、実務認定の換算率の検討や倫理綱領の見直し等を実施する。

(6) 会費の納入状況

- ・100名弱の会費未納者(法人会員4社も含む)に対して、督促を行う。

(7) 実践セミナー

- ・12名の参加者
- ・受講生のアンケートでは例年と同様の感想だった
- ・来年も今年と同様に春秋2回行う予定

(8) 会報

- ・第64号の原稿締切りは明日。
- ・総会記事が載る。

(9) 月例研究会

- ・12月月例会で年8回の開催となる。
- ・前回参加者は60名で、最近増加傾向にある。
- ・HP開催案内を載せてから参加者が増加している。

① 11月月例会

- ・テーマはJISQ2001(リスクマネジメント構築のための指針)。

- ・11月19日に実施する。
- ②12月例会
 - ・テーマはCobit3。
 - ・12月10日に開催予定である。
 - ・この月例会がはがきを使った最後の案内となる。
- (10)法人部会
 - ①自治体アンケート
 - ・自治体アンケートの集計が完了し、回答をいただいた自治体に対してフィードバックを行った。
 - ・ホームページと会報に載せる。
 - ②会員拡大
 - ・法人部会はNPO会員拡大と合体し、今月20日に第1回打合せを実施予定。
 - ・会員拡大計画について検討する。
- (11)システム監査普及サービス
 - ①状況報告
 - ・この夏に外食チェーンを対象として実施し、10月に事実確認の報告書を提出した。
 - ・J社(法務部)より普及サービスとしてシステム監査を受けたいとの要請あり。
 - ・この他に、現在数社の引き合いがある。
 - ②システム監査記事
 - ・全国中小企業団体中央会の機関誌「中小企業と組合」の8、9月号に「システム監査とは」の記事を掲載した。
 - ・理事会で本誌回覧。
- (12)メーリングリスト
 - ・協会のメーリングリスト契約について変更が必要である。
- (13)名刺作成
 - ・名称は現在のままで新しい住所と電話番号の名刺を作成する。
 - ・橘和会長、荒川副会長の名刺を作成する。
- (14)近畿会
 - ①11月23日から開催の実践セミナー
 - ・参加者は11名。
 - ・江坂のサニーストンホテルで1泊し、2日間にわたって開催する。
 - ・事例はドラッグストアのケーススタディ。
 - ②定例研究会を11月30日に開催します。
 - ・時間：18:30～20:30
 - ・場所：日本ユニシス株式会社 関西支社
 - ・テーマ：情報システムの戦略的アウトソーシング実現に向けての企画設計・運営と安全対策指針について
 - ・講師：ディアンドアイ情報システム株式会社 取締役・企画室長 兼石 一郎氏

以上

第82回月例研究会報告

日時：平成13年7月26日 午後6時半より
 場所：労働スクエア東京704会議室
 演題：「実例に学ぶ コンピュータ紛争事件」
 講師：東京地方裁判所 民事調停委員(コンピュータ専門)

保科 好信 氏

はじめに

講師の保科氏は、(株)日産自動車で永らくコンピュータのお仕事をなさる傍ら、(社)日本情報システム・ユーザー協会(JUAS)に参加し、その情報システムコンサルタントとなられるほか、情報処理技術者試験委員を勤められるなどの活動をされて来ました。現在は、(株)NDC監査役とITSSPコーディネーターの他に、2年前から非常勤国家公務員として上記のお仕事でご活躍されています。今回の出席者は44人で、珍しいテーマのせいか非常に熱心な質疑が交わされました。

(No.526 富山伸夫)

講演要旨

1. 民事調停制度について

調停というのは、昔長屋の大家さんが店子の揉め事をまあまあとって丸く納めたようなもので、大正年間より民事の簡易裁判所で、離婚や金銭トラブルの処理に用いられて来た。全国での民事新件届出は約31万7千件あるが、その70%以上が調停で済まされている。東京地裁では2万7千件のうち1万4千件が特定調停に廻されている。

日本の調停制度は、長期間の裁判判決で黑白をつけるよりは原告被告両者に適当に折り合いをつけさせるもので、ヨーロッパ諸国から勉強に来る等ユニークなものである。

東京地裁専門部には、裁判官5名と事務官12-3名のほかに非常勤国家公務員としての民事調停委員が294名いて、普通の裁判官には手に余る専門調停に当たっている。調停委員の内訳は、法律専門家126名、有識者15名、技術専門家153名(建築士65名、不動産鑑定士40名、コンピュータ専門家15名、他医師、弁理士など)で、コンピュータ専門家は3年前の1名(元花王の小西氏)から段々に増えてきている。

専門部が扱った事件数は、2000年度で587件、内建築関係270件、コンピュータ関係50件あり、この50件を15名のコ

ンピュータ専門家が担当している。どの事件も裁判を永らくやった挙句廻されてくる関係から、資料が多く準備と面接回数日数も結構かかるので、一人で常時5-6件抱えている状態になる。

2. ITを取り巻く環境

ITの発展は、コンピュータの普及が進むと共に、企業の中に情報担当役員(CIO)とコンピュータ担当役員が別に選任されるような状況を生んだ。情報システム部門の役割が大きく変化して、パッケージ導入やアウトソーシングが盛んになり、この辺りから紛争が生じる契機となっている。

3. 情報システムの特徴と紛争の背景

情報システム産業の特徴として、歴史が浅い、進歩・変化が激しい、形が見えない等とよく言われている。自社開発の代替・延長で、バグがあっても当然とか納期遅れが当たり前の部分があり、業界が未成熟といえる。一方、法学の世界からは対角にあると思っているせいか、裁判所・弁護士などは殆んど知らなくても済むとしていているところがある。

情報システム紛争の背景としては、システム部門の分社化や新しいアウトソーシング先との取引が始まったこと、またERP導入とカスタマイズなどで経営のトップダウンの必要性が出てきたことなどでより責任問題がシビアとなるせいかもしれない。一方、SI企業特にベンチャー企業の体質として契約とか購買管理等の弱点が関わっている。

4. コンピュータ紛争事件の実例

実際に調停途上の紛争事件を例に説明された。

① 開発代金の返還を求める紛争事件

独立系のベンチャー企業が、大手のリース会社のシステムを同社から分社したSI会社から請け負ったところ、納期に間に合わずに契約を解除とされ、開発代金の返還を要求された。争点として、原告側は被告のソフト会社の能力不足をあげ、被告側は大幅な仕様変更が原因として反訴した。

ここでは、元請会社、発注会社、下請企業夫々に問題があり、どうも調停不成立ということになると、意見書をつけて裁判の方に戻すことになる。別に民事訴訟法の17条決定として調停決定(裁定)もある。

② 開発代金の支払を求める紛争事件

大手電気メーカーの仕事で長年手がけてきた独立系のベンチャー企業が、同大手メーカーのシステムを同社から独立したSI会社から請け負ったが(金額4千万円)、納期に間に合わずとして契約解除されたため、未払いの開発代金の支払を求めた。

争点として、原告側は発注者がプロマネまでやって入り込んでいたとし、被告のSI会社側は不安で任せられなかったという。下請会社の開発能力が問題とされた事件だが、約8カ月調停やってそろそろ纏めたい意向である。

③ 開発請負契約をめぐる紛争事件

中堅建築会社が中堅ソフト会社にシステム開発を依頼し、請負契約をしないまま開発を進めていたところ、新社長になり契約を迫ったら出入り禁止となったので、ソフト会社が開発費の支払を請求したが、契約書がない、打合せ議事録に承認印がないとして支払を拒否された。

争点として、打合せは数多く重ねていたこと、データも提出されていること、部分的な支払も受けていることなどが、実質的契約と受け取れるかである。このケースでは、裁判をやったら開発した方が負けとなる可能性が大きい、孫受けにも金を使ってしまうので、なんとかならないかと考えている。

④ 雇用・派遣と請負のトラブル

中堅の薬品メーカーが、個人企業のSEをメンテナンス中心で便利に使っていたところ、再構築で開発が入ったからか、定額の報酬のほかに開発費を請求されたので出入り禁止(解雇)した。そのSEが稼働中のシステムを破壊し、開発費支払の訴訟を起こしたので、メーカー側は支払済み費用の返還を求めて反訴した。

SE側にも問題があるが、メーカー側も管理にずさんなところがあり、片方ずつ呼んで話をしている。

⑤ 下請け・孫受けの受難トラブル

発注元A社が元請B社にシステム開発を発注し、B社は丸投げで下請数社に出したところ開発途中でキャンセルされた。下請Cは契約を結んで孫下請Dに開発を

出していたところ、このキャンセルにより C、D 共に困ってしまったが、今後の関係を配慮して発注元を訴えることができない。

結局 C、D 両者で痛みを共有して納まることになった。

5. 事件を未然に防ぐために

事件を未然に防ぐためには、①システム開発工程の特徴を知ること。特に工程管理の重要性及び運用・保守体制の重要性を認識すること、②契約書の重要性を再確認し、現場の責任者にも周知させておくこと、③文書管理の重要性、その内特に日付と確認印(サイン)の重要性を認識させること、などが大切である。

6. 紛争事件の解決

裁判による解決を目指す場合は、訴状を出す前に証拠の確認(契約書、会議議事録、成果物等)が重要である。口頭での約束などは認められるには大変な困難がある。訴状の作成などは弁護士に頼むが、どんな弁護士に頼むか慎重に考慮する必要がある。

調停による解決を望むには、調停と裁判との違いを知り、どこで決着(和解)をつけるか考慮する必要がある。

まとめとして、①契約をきっちりする、②仕様変更に関する取決めをきちんとする、③担当者の交替には引継を文書で必ず行う、④何事も文書で確認する、⑤会社の文化の違いを認識する。特に大企業の管理職は中小企業の経営の厳しさ、社長のシビアさを自覚して欲しい。

主な質疑

Q：最初から調停が行われるのか

A：離婚の場合は裁判の前に調停がなされるが、専門部に来るのは、先ず訴訟があって普通の裁判を1-2年やると手に終えなくなって降りてくる。双方合意がないと調停には廻せない。

Q：運用のアウトソーシングに関した事例はあるか

A：開発のアウトソーシングが主で、私はまだ運用の例は手がけていない

Q：開発能力があったかどうかを見るのに、どういう項目をどんな基準で判断するのか

A：仕様書をチェックすることが多い。ケース毎に違うが、それなりのアウトプットがあれば常識的に判断する。

Q：開発契約未締結で先行着手の場合は、裁判と調停でどう違うか

A：裁判だと法律に照らしてスパッと切られてしまうが、調停ではなんとかしようとしている。

Q：打合せのドキュメントは、開発側で作っただけにしてある現場が多いが、追認行為は有効にはならないのか

A：片方だけの文書では効力が薄い。

Q：議事録に発注側の印鑑があれば認められるか

A：役員の印があれば契約と同じに見られる。

Q：議事録の代替手段としてのメールは認められるか

A：メールは簡単に追加削除出来るので確実な証拠にはならない。サインして返してもらったファクスなら信用度が高い。

Q：検収の効力や損害賠償の実例はあるか

A：バグがあって損害賠償というケースは今までは無いと思う。品質レベルでランクをつけ、修正期間で縛りを入れているケースが多い。

Q：昨年の50件でどういう傾向が多いか

A：一番目は納期遅れで6割方が、次に契約上のトラブル。一旦合意した後再度遅れのケースなど、我慢の限度は1か月で、3か月遅れで訴訟になった例もある。

Q：調停当事者の負担はどれくらいか

A：開発金額が6千万から1.5億円のものが多い。調停では1千万円位で片付けたいが一概には行かない。裁判では訴訟金額の何%と印紙代30万円それに弁護士費用がかなりかかっている。

Q：請求金額の算定に目安はあるか

A：仕様変更の常識的な範囲はどこまでかを考える。仕事量の見積りは、基準はないが、人月1200~1800ステップ、SE・プログラマの費用は、3~7万円/日、60~150万円/月を一応の目安と見ている。

(感想)

ソフトウェア開発取引には曖昧なところが多いと云われて来たが、裁判で決着をつけるのは随分大変という話を聞いたことがある。日本的な調停制度で丸く納めるやり方がよいと思うが、調停委員の方の並々ならぬ識見とご努力で行われていることに感謝すると共に、システム業界の傍らに在るものとして、そのようなご厄介を掛けないよう日頃のマネジメントが重要と痛感した。

第83回月例研究会報告

日時：平成13年9月4日 午後6時半より

場所：労働スクエア東京701会議室

演題：「コーポレートガバナンスにおける監査の役割」

講師：日本内部監査協会国際担当常務理事

(IIA-JAPAN副会長)

山本 明知 氏

はじめに

講師の山本氏は、日本IBMにご勤務中にFISCへご出向され、システム監査やコントロールの調査研究に当たってこられました。日本IBMご定年後は、上記のお仕事のほかビッグ情報機器(株)顧問としてインフォメーションセキュリティを担当されると共に淑徳大学兼任講師としてご活躍中です。今回の出席者は36人で非常に熱心な質疑が交わされました。

(No.526 富山伸夫)

講演要旨

1. 後を絶たない不祥事

企業においても官公庁においても様々な不祥事が絶えない。それによる被害や影響は行為者の立場がその組織のトップに近くなるほど甚大なものとなる。こうした事態を未然に防ぐための内部コントロールを確かめるためにも監査があるわけだが、はたしてその機能が十分に果たされているかが問題である。

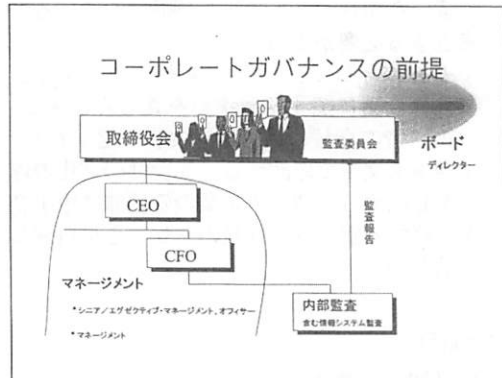
本年4月に示された商法改正の法務省素案で、社外取締役義務付けを含む取締役会改革の方向がだされているが、経団連がこれに反対意見をだすなど、コーポレートガバナンスに関する認識が薄いためか、海外からも国際競争力について懸念を持たれる状況である。

GEやIBM社などの組織体制と取締役会メンバーなどを見ると、取締役会は大部分を社外取締役が占め、執行機関との間で権限・役割分担がはっきりしている。

2. コーポレートガバナンスとは

OECD理事会勧告のなかで、「コーポレートガバナンスとは、企業が監督されコントロールされるシステムである。コーポレートガバナンス構造は、取締役会、管理者、株主、その他関係者のような企業内の立場の異なる関係者間の権利関係及び責務を特定し、企業の業務上の意思決定のための規則と手続きを詳細に説明する。」とある。

コーポレートガバナンスの前提となる組織構造は、(図1)のように、取締役会は執行機関を監視・監督する立場にあり、取締役会の中の人事委員会はCEOを含む執行役員の任免



権をもつ。内部監査部門の監査報告は監査委員会へなされている。

企業目標達成のため、業務執行役員以下管理職はリスクをマネージしなければならない。内部監査はそれらの活動に対し独立した評価を提供する目的のために、証拠の客観的な検証をおこなう。こうしたコントロールのモデルはCOSOのフレームワークに由来している(会報64号、第81回月例研究会報告参照)。

COSOは主に米国で纏められたものだ

が、英国においても、ロンドン証券取引所の上場規則であるCombined Codeで、コーポレートガバナンスについて同じような規定がある。

3. 新しい内部監査の定義

上記のような動きを受けて、IIA(The Institute Internal Auditors)は1999年6月に、次のような新しい内部監査の定義を定めている。

「内部監査は、組織体のオペレーションに価値を付加し、それを改善することを目的とする独立的かつ客観的のアシュアランスおよびコンサルティング活動である。内部監査は、リスクマネジメントプロセスおよびガバナンスプロセスの有効性を評価し改善するためのシステムティックで規律的アプローチをもたらすことによって、組織体がその目標を達成することを促進する」(山本試訳)

IIAのホームページにはこの定義に関連する用語の解説がある。

アシュアランスサービス — 組織体のリスクマネジメントプロセス、コントロールプロセス、あるいはガバナンスプロセスについて、独立した評価を提供する目的のために、証拠の客観的な検証である。('保証'という言葉は誤解を招くので使っていない)

コンサルティングサービス — 内部監査のアシュアランスサービスを超えて、マネジメントが目標を達成することを援助するために提供されるサービスの範囲。仕事の性質と範囲は、内部監査人とクライアントの間の同意(Engagement)によって規定される。その例は、ファシリテーション、プロセスデザイン、訓練、アドバイザリーサービス等である。

ガバナンスプロセスは、マネジメントが司るリスクおよびコントロールプロセスを監視するために、組織体のステークホルダー(株主など)の代表が活用する手続きを取り扱う。

価値を付加する — 組織体は、自分たちのオーナー、その他の利害関係者、顧客及びクライアントに、価値あるいは利益を生み出すために存在する。組織体は、製品及びサービスを開発し販売促進するために資源を利用す

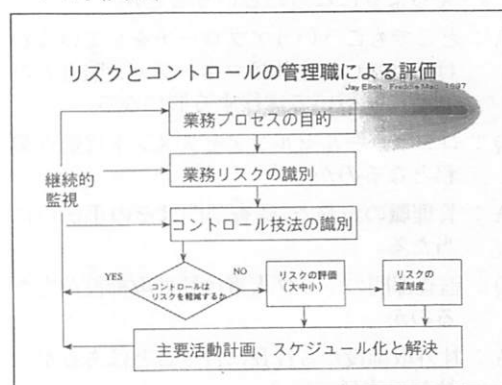
ることを通じて、価値を生み出す。リスクを理解してそれを評価するためのデータ収集プロセスにおいて、内部監査人は、業務に対する有意義な見解を持ち、組織体に極めて有益な改善のための機会を作り出す。この貴重な情報は、コンサルテーション、助言、文書あるいは他の成果物の形で、適切なマネジメントまたは要員に、すべて伝えられなければならない。

以上の考え方をプロフェッショナルプラクティスフレームワークとして(図2)のように示している。



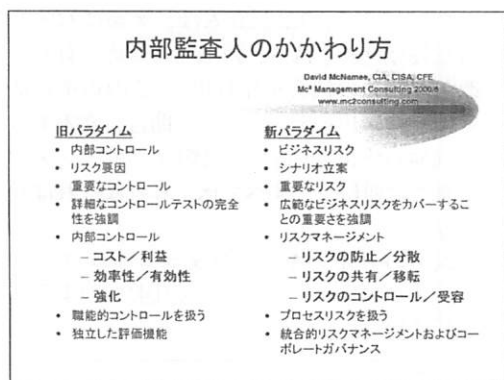
4. 内部監査人の関わり方

企業目標達成のため、管理職はリスクをマネージし業務をコントロールする。内部監査は、これら进行评估しながらその進行をお手伝いする、というような関わり方が出てきている。(図3)



COSO以来のパラダイムでは、内部監査は内部コントロールがどのように機能しているかを評価するものであった。これに対し最近のパラダイムでは、ビジネスリスクがどのようにマネージされているかを評価する、と

いうように範囲が広く高くなって来ている。
(図4)



コーポレートガバナンスは、雲の上の話ではなく誰でも関係することであるので、話を難しくしないで役割分担の話だと割り切ることが大切である。監査の役割は大きい、監査だけでは限界がある。従って、人間を縦に積み重ねないで、横に並べて役割分担の違いだと認識することが必要である。

(わが国でそういう認識になるには50年から100年はかかりそうだが、こう考えることで監査を意味あるものとするのが出来ると思う)

主な質疑

Q：内部監査がアシュアランスからコンサルティングに移るということだが、監査でコントロールのリソース配分を変えろと言えるようになったということか。

A：どこでもこういうアプローチをしているわけではない。主体はマネージャで監査人の判断に基づいて遂行する形になる。

Q：コントロールセルフアセスメントは監査業務となるのか

A：管理職の業務だ。監査部門はその手伝いに当たる。

Q：監査部門のトップ人事は社外取締役が当たるのか

A：社外取締役から社長に言うことはあるが、社長の責任で行う。

Q：内部監査人の事業貢献度評価を検討しているが、そうしたものをやる会社はあるか

A：そこまでは聞いていない。満足しているかなどの調査をおこない、管理職が感謝したなどの報告はある。

Q：外部の監査人へ発注する場合の責任者は

A：監査部長の責任で不足する部分を外部に依頼する。

Q：日本で最近行われている執行役員制は、欧米流のコーポレートガバナンスと言えるのか

A：意思決定をより早くということにより密室化したり、取締役会に業務部門統括を残したりということ、ガバナンスの役割分担が明確とは云えないものがあるようだ。

Q：内部監査人の関わり方が新パラダイムではビジネスリスクの全て(売上、利益ほか)に及ぶのか

A：企業目標の障害リスク全てに対して目線を広く・高くということだ。

(感想)

コーポレートガバナンスについて、今まで隅にいた監査人が急に大所・高所からもの申さなければならないとなると、非常に緊張を覚えるが、内部監査人はもともと経営者の視点で監査対象を見ることが求められているものなので、こうした枠内で重要な役割を果たさなければならないということか。しかし、監査というものに対する土壌が歴史的文化的にかなり違うなかで、真に実効ある内部監査ができるようになるには相当の時間が必要だろう。これもグローバルスタンダードの一環で、5年10年かけて熟成してゆくものと思う。

平成13年度システム監査講演会報告

日時：平成13年10月10日

場所：東京芝メロパルクホール

主催：EDPユーザー団体連合会

後援：日本システム監査人協会他

例年の情報化月間参加行事として、EDPユーザー団体連合会主催のシステム監査講演会

が行われました。講演会は当協会も後援してお、今年の参加人数は当協会メンバが24人、全体では約600人と盛会でした。

冒頭にユーザー団体連合会会長渡辺氏による開会の辞のあと、経済産業省情報振興課の村上課長補佐から来賓挨拶がありました。

今回は、情報保護とセキュリティを中心に発表があり、非常に有意義な講演会でした。最後に同連合会システム監査専門委員長の横溝氏が閉会挨拶をされました。

以下に講演要旨を簡単に紹介します。

(No.526 富山伸夫)

講演1.「個人情報保護とシステム監査」

講師：明治大学・二松学舎大学兼任講師

法学博士 新保 史生 氏

我が国の個人情報保護制度は大きな変革の時を迎えようとしている。それに伴い、個人情報保護に対する社会的関心や要請も従来になく高まりつつあり、個人情報の適正な取扱と保護措置を講ずる上で、システム監査の重要性が高まっている。

諸外国の動向および我が国の個人情報保護制度整備の状況及びインターネットでのクッキーやスパムメールについて説明があり、ネットワーク社会における個人情報の実効性ある保護は、情報利用との適正なバランスが必要として、これへ向けたシステム監査の意義と課題について提言された。

講演2.「金融業界の電子商取引ネットワークを巡る最近の動向」

講師：(財)金融情報システムセンター

調査企画部研究員 渡井 祥一 氏

金融業界で近年活発化している電子商取引ネットワークを巡る三つの動きについて解説された。

- ① 金融業界の世界的な協同組合組織SWIFTがネットワークを全面的に更新
- ② 銀行が設立した電子認証局であるIdentrus
- ③ 上の2つが融合してできた電子商取引インフラ(TrustAct及びC-paymentPlus)

巨大なネットワークシステムの信頼性・安全性を確保するために、公開鍵暗号等最新の情報技術を組み込んでいる様子がうかがわれた。

講演3.「テクノロジー・アシュアランス・サービスの現状と将来動向」

講師：朝日監査法人

TRC事業部パートナー

長尾 慎一郎 氏

米国公認会計士協会(AICPA)で開発している"テクノロジー・アシュアランス・サービス"は、SysTrust、WebTrust、SAS70号の3つのタイプが中心となっている。日本公認会計士協会及び監査法人では、このサービスの積極的な展開を進めている。

これらのサービスはeビジネス、電子商取引、会計情報の電子開示などに対して新しい役割を担うことを期待されている。

監査分野での新しい営業形態の開発・普及が進みつつあることを実感した。

講演4.「情報セキュリティの考え方とセキュリティポリシー」

講師：株式会社ネットマークス

技術本部ソリューション技術部長

内田 昌広 氏

インターネットを活用した様々なビジネスが急成長を遂げているが、一方でインターネットに潜む"脅威"は確実に存在している。このため電子商取引、電子決済などの新しい応用分野が拡大するに伴い、信用確保のためには、セキュリティが中心的な役割を果たすことになる。

システムのセキュリティを守るとは、自分のためだけではなく、情報社会の一員としての社会的責任である、との認識のもと、企業ごとに固有であるべきセキュリティポリシーの必要性と考え方、情報セキュリティへの取組みについて、多くのセキュリティコンサルティングの経験から、貴重な提案がなされた。

以上

投稿

「影武者」

会員No. 707 神尾 博

本会報の読者であれば、もはや「CIO (Chief Information Officer)」という用語を改めて説明する必要はあるまい。が、念のためにおさらいしておこう。

CIOは、一般に「情報統括役員」と訳され、1980年代後半に発生した言葉である。当初は、単に情報システム部門を管理・統括する会社役員を指す場合が多かった。しかし近年では、経営・情報システムの両方の幅広い知識を有し、部門にとらわれず企業戦略の中にITをいかに取り入れ、どう活用していくかといった計画立案の役割をも担うようになってきた。そのため、1999年には通産省(当時)の情報化人材対策小委員会によって「CSO

(Corporate Strategic Officer)＝

経営戦略責任者」といった定義もなされている。

こうした流れの中で、報道あるいは風評においても「IT社会ではCIO(CSO)の役割は経営上極めて重要であり、その人間の能力の優劣が即企業の競争力につながる」といった意見が大勢をしめるようになったが、果たして本当にそう言い切って良いのだろうか。

まずは我が国の戦国時代。戦国大名は自国領土の拡大や防衛ために、権謀術数に優れた人物を積極的に物色し登用した。また、自らの身を守るために、戦場などでは当人とほとんど見分けがつかない容姿をした、影武者を行使した。彼らは間違いなく乱世に必要な不可欠な存在だった。

さて、一国一城の主の立場で考えてみよう。もしも影武者や重役家老が自分以上の能力者だったとしたら、あなたは脳天気喜んでいられるだろうか。彼らに自分に取って代わる意志があれば、これぞ獅子身中の虫、ひとつ間違えば敵国よりも危険な存在だ。即刻、潰しにかからねばこの身が危うい。したがって彼らの中には、凄惨な末路をたどった輩も数多かったに違いない。

時は変わってIT全盛の現代。情報システム構築の際などに、上司が担当者に「常に経営者の立場で考えるようにしろ」などといった指示をする場面も多いだろう。だが、たとえばその担当者が、その会社の経営者以上の回答を、コンスタントに出せるとしたらどうだろう。

現代社会では、戦国時代のように邪魔者の殺害などといった対処は到底不可能だ。いや、それどころか彼(彼女)を経営者に抜擢しなければ、正当な報酬・評価に見合わない酷使、あるいは不公正人事とも追求されかねない。また、このご時世、その担当者がライバル企業の経営者に収まってしまうことだって十分有り得る。そうなれば、自社はたちまちIT戦略で出し抜かれるに違いない。

結局のところ、ITの経営上での位置付けが高くなるに従い、経営者はIT分野に関しては、自ら研鑽・啓発をし、決断していくしかなくなってくる、といった結論に落ち着いてしまう。けっして影武者より能力が劣ってはならないし、ましてや他人任せなどはもっての外なのだ。経営の最高責任者＝経営上のIT企画・活用の最高責任者となってしまう、もはやCIOやCSOという言葉は死語と化す・・・なんとこんな結論に陥ってしまった。

平成13年度システム監査に関するアンケート結果のご報告

平成13年10月26日

日本システム監査人協会

この度は、当協会のアンケート調査にご協力をいただきまして、まことにありがとうございます。ここに、アンケート結果がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

今回のアンケート調査の目的は、システム監査および関連する事項についての皆様方自治体における取組み状況、今後のお考えなどを率直にお聞かせいただき、他の自治体の皆様のご参考にさせていただくと共に、当協会の今後の活動の参考にさせていただくことです。

アンケート項目ごとの回答結果およびそれに対する当協会の分析については、各項目のところをお読みいただきたいと思います。一言で申し上げると、システム監査、リスク対応などの必要性については認識されていますが、実際の取組みとなるとまだまだこれからという状況にあると言えます。

当協会としましては、今回のアンケート結果を、さまざまな協会活動の中に生かしていく所存です。また、当協会は、システム監査全般についてのお問合せやシステム監査企業のご紹介などに関して、自治体の皆様方にご支援、ご協力させていただく体制を用意しておりますので、どうぞ、お気軽にご相談ください。

(事務局メールアドレス:

saajik1@titan.ocn.ne.jp)

最後になりましたが、貴自治体のますますの発展を祈念いたします。

目 次

- I. 全体の回答状況 II. 情報化の現状 III. 行政情報システム評価 IV. リスク管理体制
V. 電子自治体への対応

I. 全体の回答状況

(1) 回答率

	発送数	回答数	回答率(%)
関東	144	31	21.5
中部	33	6	18.2
関西	100	20	20.0
合計	277	57	20.6

(2) 回答部門

	情報部門	企画・総務部門
関東	21	10
中部	6	0
関西	16	4
合計	43	14

(3) 自治体概要(その1)

	住民数(人)	職員数(人)	情報部門職員数(数)
関東	192,791	1,739	12.0
中部	219,191	2,730	17.0
関西	169,897	1,809	11.3
合計	183,058	1,868	12.2

注1：1自治体当たりの平均人数

注2：中部の職員数には岐阜県が含まれている

他の地区では都道府県は含まれていない

(4) 自治体概要(その2)

	1自治体当たり メインフレーム／サーバ台数(台)	1自治体当たり PC台数(台)	PC1台当たり 職員数(人)
関東	13.8	414.8	4.17
中部	59.3	2032.2	1.35
関西	18.2	480.3	3.70
合計	20.3	585.6	3.23

注：中部には岐阜県が含まれている

他の地区では都道府県は含まれていない

(5) 自治体概要(その3)

	1自治体当たり メインフレーム／サーバ台数(台)	1自治体当たり PC台数(台)	PC1台当たり 職員数(人)
関東	13.8	414.8	4.17
中部	11.8	681.0	3.03
関西	18.2	480.3	3.70
合計	14.9	442.4	4.00

注：中部から岐阜県を除いている

●「全体の回答状況」についての結果とコメント

1. 回答率がよくなかった。ちなみに、3年前のアンケート調査では、36.4%の自治体から回答があった。前回は、情報システム部門と監査部門の両方にアンケート用紙を送ったが、今回は情報システム部門だけに送った。そのことも影響したと考えられる。
2. 中部地区で、岐阜県から回答があった。同じ自治体でも、県レベルになると、システム規模、組織体制なども格段に大きくなっていることが分かる。
3. 関東地区では、東京都特別区および市、神奈川県、埼玉県、千葉県、千葉県の県および県内の市にアンケート調査をお願いした。残念ながら、神奈川県からは、1件の回答もなかった。
4. 概要の範囲内では、関東・中部・関西で、特別に大きな差異は見られなかった。

II. 情報化の現状

設問1. コンピュータ化の現状についてお答えください。

- a : 主要業務(住民記録、税務、医療・福祉等)はシステム化されている。
 b : 主要業務の一部がシステム化されている。
 c : 現在、システム化が進行している。
 d : ほとんどシステム化されていない。
 e : その他
 f : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	25	6	18	49	86
b	6	0	2	8	14
c	0	0	0	0	0
d	0	0	0	0	0
e	0	0	0	0	0
f	0	0	0	0	0

設問2. パソコン等の設置状況についてお答えください。

- a : パソコンは1人1台設置されている。
 b : パソコンは2～3人に1台設置されている。
 c : 組織単位に1台設置されている。
 d : その他
 e : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	0	1	1	2	4
b	11	4	12	27	47
c	11	1	5	17	30
d	8	0	2	10	18
e	1	0	0	1	2

* 回答に対する補足：d. について

- ・ 4～5人に一台設置 2件(関東)
- ・ 課に2台以上(関東)
- ・ 管理職1人1台/係単位に1台/職場によって1人1台(関東)
- ・ 業務上必要な所を中心に配置(関東)
- ・ 6～8人に1台(関東)
- ・ 本年度組織単位で1台配置予定(関東)
- ・ 必要な職員に配置(関西)
- ・ 約4人に1台(関西)

設問3. ホームページの開設状況についてお答えください。

- a : 自治体の公式ホームページとして外部に公開している。
 b : 公式ではないがすでに開設し、一部自治体内部などに公開している。
 c : 今年中に開設する予定がある。
 d : ホームページを開設する予定はない。
 e : その他
 f : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	30	6	19	55	96
b	0	0	0	0	0
c	1	0	0	1	2
d	0	0	0	0	0
e	0	0	1	1	2
f	0	0	0	0	0

* 回答に対する補足：e. について

- ・ 現在HPを公開しているが、今年度中に新しいもの公開予定(関西)

設問4. 電子メールの利用状況についてお答えください。

- a : インターネットメール、自治体内メールのいずれも利用可能。
 b : 自治体内メールが利用可能。
 c : 一部の部署で利用可能。
 d : メールが利用できる環境を構築中。
 e : メールの利用予定はない。
 f : その他
 g : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	15	4	11	30	53
b	2	0	3	5	9
c	10	1	5	16	28
d	4	1	2	7	12
e	0	0	1	1	2
f	0	0	0	0	0
g	0	0	0	0	0

* 回答に対する補足：a. について

- ・ 1部署のみ(関東)

* 回答に対する補足：b. について

- ・ LANは外部接続していない。内部間のメールは可。外部とのメール交換できるのは一部の部署のみ(関西)

設問5. 情報関連予算についてお答えください。

- a : 情報システム関連部署で立案・管理する。
 b : ユーザ部門が個々に立案・管理する。
 c : 情報システム関連部署とユーザ部門の共同で立案・管理する。
 d : その他
 e : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	12	0	5	17	30
b	7	1	8	16	28
c	12	3	8	23	40
d	3	2	0	5	9
e	0	0	0	0	0

* 回答に対する補足：a. / b. について

- ・ 大型汎用機と全庁的C/Sシステムは情報シス、部門業務システムはユーザ(関東)

* 回答に対する補足：d. について

- ・ メインフレームは情報システム関連部署、CSSはユーザ部門(関東)
- ・ ホストは情報システム関連部署、個別システムはユーザ部門(関東)
- ・ 業務内容に応じて決定立案部署を決める(関東)
- ・ システムの内容により異なる(中部)
- ・ 案件によりそれぞれの部門で立案管理(中部)

設問 6. 情報処理の外部委託状況についてお答えください。

- a : 委託せず、すべて職員(臨時職員を含む)で処理している。
 b : 職員による処理が主であるが、一部技術者の派遣を受けている。
 c : 情報処理業務の一部を外部に委託している。
 d : 情報処理業務のほとんどを外部に委託している。
 e : その他
 f : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	2	0	1	3	5
b	4	3	10	7	30
c	13	2	6	21	37
d	12	1	1	14	25
e	1	0	1	2	4
f	0	0	1	1	2

- * 回答に対する補足： a. / d. について
 ・ 大型汎用機と全庁的C/Sは職員、部門業務システムは委託(関東)
 * 回答に対する補足： c. について
 ・ 大型はほとんど委託済み、小型は暫次委託(関東)
 * 回答に対する補足： e. について
 ・ 技術者の派遣が主で、一部職員が処理(関東)
 ・ 基幹業務については1市8町で共同処理(関西)

設問 7. 職員のリテラシーレベルについてお答えください。

- a : ほとんどの職員がパソコン等の操作ができる。
 b : パソコン等の操作ができるのは一部の職員に限られる。
 c : パソコン等の操作をできる職員はほとんどいない。
 d : その他
 e : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	15	4	11	30	53
b	14	2	9	25	44
c	0	0	0	0	0
d	1	0	0	1	2
e	1	0	0	1	2

- * 回答に対する補足： d. について
 ・ 定期的にパソコン研修を実施しているため操作できる職員が増えつつある(関東)

設問 8. 自治体間のネットワークの接続状況について、お答えください。

- a : 自治体間で既にネットワーク接続している。
 (市町村一都道府県間接続を含)
 b : ネットワーク接続を計画中。
 c : ネットワーク接続する計画はない。
 d : その他
 e : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	3	4	4	11	19
b	16	2	11	19	51
c	8	0	3	11	19
d	4	0	2	6	11
e	0	0	0	0	0

- * 回答に対する補足： c. について
 ・ 住基ネットワーク以外はない(関西)
 * 回答に対する補足： d. について
 ・ L G W A N 等国の施策動向などを踏まえて対応していく(関東)
 ・ 住基ネットワーク、総合行政ネットワーク以外の接続は予定していない(関東)

- ・ 総合行政ネットワーク(L G W A N)で整備が不足している(関東)
- ・ 国、都で計画準備中(関東)
- ・ L G W A N(関西)
- ・ 住基ネットワーク、総合行政ネットワーク(関西)

情報化の現状についてのご意見

- ・ 現在、情報化基本方針、庁内ネットワークを策定構築中・・・2件(関東)
- ・ 全職員でH P作成ができるように取組んでいる(関東)
- ・ 市民サービスに重点を置いた施策展開に努力、住民票等の自動交付サービスで市民の支持(関西)
- ・ 総合行政ネットワークに参加すべく庁内ネットワーク化を検討中(関西)

●「情報化の現状」についての結果とコメント

86%の自治体で主要業務がシステム化されているが、パソコン設置状況を見ると1人1台の自治体は4%に過ぎず、2～3人に1台が47%、組織に1台が30%であり、整備は今後にかかっている。

インターネットの利用については、調査自治体の98%がホームページを開設している。未開設の自治体も今年中に開設予定のため、今年度末には全自治体が開設することになる。また、リテラシーレベルも過半数以上の自治体で「ほとんどの職員がパソコン操作できる状況」になっており、ITへ関心の高さが伺える。

その一方、インターネットメールの利用は53%、一部の部署での利用が28%、メールの利用予定がない自治体は2%となっている。ウィルスや不正アクセス等のリスクを踏まえ、外部接続メールの利用に慎重な姿勢が読み取れる。

予算の立案・管理は、情報システム関連部署、ユーザ部門、共同立案でほぼ3等分される。

外部委託の状況については、委託せずに職員が自前で処理しているのは5%に過ぎず、情報処理関連業務のほとんどを外部委託している自治体は25%ある。外部に依存する自治体のIT業務の特徴を表している。

自治体間のネットワーク接続については、19%が既にネットワーク接続している状況であり、接続を計画中の自治体も51%ある。その一方で、接続計画がない自治体も19%存在している。

Ⅲ. 行政情報システム評価

設問9. 行政情報システム評価(主として組織内部での評価)またはシステム監査(外部専門家による監査を含む)をご存知ですか。

- a : 両方とも知っている。
 b : 行政情報システム評価は知っている。
 c : システム監査は知っている。
 d : 言葉だけは聞いたことがある。
 →設問22へ
 e : 知らない。 →設問22へ
 f : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	12	3	8	23	40
b	2	0	1	3	5
c	2	0	0	2	4
d	13	3	10	26	46
e	2	0	1	3	5
f	0	0	0	0	0

設問 10. 他の自治体の行政情報システム評価(またはシステム監査)の実施状況について調査されたことがありますか。また、調査されたことがあるとお答えになった方は、差し支えがなければ、調査された自治体の名称をお教えてください。

- a : 行政情報システム評価について調査したことがある。
 b : システム監査について調査したことがある。
 c : 調査したことはない。
 d : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	0	0	0	0	0
b	3	0	0	3	5
c	14	3	9	26	46
d	14	3	11	28	49

* 回答に対する補足 : b. について

- ・ 1 団体 (関東)
- ・ 4 団体 (関東)
- ・ 5 団体 (関東)

設問 11. 行政情報システム評価またはシステム監査を実施されたことがありますか。(複数回答可)

- a 1 : 行政情報システム評価を年 1 回以上定期的に実施
 a 2 : 行政情報システム評価の実施実績あり
 b 1 : システム監査を年 1 回以上定期的に実施
 b 2 : システム監査の実施実績あり
 c 1 : 事務事業評価を年 1 回以上定期的に実施
 c 2 : 事務事業評価の実施実績あり
 d 1 : 現在検討中で、平成13年度に実施予定
 d 2 : 現在検討段階
 e : 未実施であり、現在実施の検討段階にない
 f : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a1	3	0	0	3	5
a2	0	0	1	1	2
b1	1	0	0	1	2
b2	1	1	0	2	4
c1	3	1	0	4	7
c2	0	0	0	0	0
d1	4	0	0	4	7
d2	2	1	0	3	5
e	5	0	8	13	23
f	14	3	11	28	49

設問 12. 行政情報システム評価またはシステム監査を実施したことがないとお答えになった方にお伺いします。実施されていない理由を挙げてください。(複数回答可)

- a : 庁内に実施できる人材がいらない。
 b : 予算化することが困難である。
 c : 将来課題と考えている。
 d : 自己管理または、必要性を認めていない。
 e : その他
 f : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	4	0	0	4	7
b	2	0	1	3	5
c	7	2	7	16	28
d	1	0	0	1	2
e	0	0	0	0	0
f	20	4	12	36	63

設問 13. 行政情報システム評価を実施することによって期待する効果についてお答えください。(複数回答可)

- a : 住民サービスの向上
 b : 住民への説明責任の履行
 c : 個人情報の漏えい防止
 d : セキュリティ対策の充実
 e : システムの信頼性向上
 f : 情報システム化推進
 g : 費用対効果の向上
 h : 情報システム経費の削減
 i : その他
 j : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	6	1	3	10	18
b	6	1	4	11	19
c	2	1	0	3	5
d	9	2	2	13	23
e	8	2	4	14	25
f	5	0	4	9	16
g	11	2	3	16	28
h	8	1	2	11	19
i	0	0	0	0	0
j	15	3	12	30	53

設問 1 4. 行政情報システム評価を今後実施したいとお考えの方にお伺いします。

- 1 4-1 行政情報システム評価(またはシステム監査)への予算計上をされている場合はその額をお答えください。

- a : 100万円未満
 b : 100万円～300万円未満
 c : 300万円～500万円未満
 d : 500万円～1000万円未満
 e : 1000万円以上
 f : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	0	0	0	0	0
b	0	0	1	1	2
c	1	0	0	1	2
d	0	0	0	0	0
e	0	0	0	0	0
f	30	6	19	55	96

- 1 4-2 行政情報システム評価を実施するための予算として妥当とお考えの額をお答えください。

- a : 100万円未満
 b : 100万円～300万円未満
 c : 300万円～500万円未満
 d : 500万円～1000万円未満
 e : 1000万円以上
 f : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	2	0	1	3	5
b	6	0	2	8	14
c	1	0	0	1	2
d	0	1	0	1	2
e	0	0	0	0	0
f	22	5	17	44	77

設問 1 5. 行政情報システム評価(またはシステム監査)を実施したことがあるとお答えになった方

(設問 1 1 の回答が a、b の方)にお伺いします。
 実施体制についてお答えください。(複数回答可)

- a : 総務または企画管理部門
 b : 監査事務局
 c : 庁内の情報システム部門
 d : 外部委託
 e : 包括外部監査の一環として
 f : その他
 g : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	0	0	1	1	2
b	1	0	0	1	2
c	2	0	0	2	4
d	1	1	0	2	4
e	0	0	0	0	0
f	0	0	0	0	0
g	27	5	19	51	89

設問 1 6. 行政情報システム評価(またはシステム監査)を実施したことがあるとお答えになった方

(設問 1 1 の回答が a、b の方)にお伺いします。
行政情報システム評価(またはシステム監査)の実
施手順やガイドラインを定めていますか。

- a : 定めている。
b : 定めていないが、定める予定はある。
c : 定めておらず、定める予定もない。
d : その他
e : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	2	0	0	2	4
b	2	0	1	3	5
c	0	1	0	1	2
d	0	0	0	0	0
e	27	5	19	51	89

設問 1 7. 行政情報システム評価(またはシステム監査)を実施したことがあるとお答えになった方

(設問 1 1 の回答が a、b の方)にお伺いします。
評価の目的とされた事項をお答えください。

(複数回答可)

- a : 行政施策との整合性の評価
b : 住民への説明責任を果たすこと
c : 効率性の向上
d : 有効性の向上
e : 信頼性の向上
f : 安全性の向上
g : 準拠性の向上
h : その他
i : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	2	0	0	2	4
b	1	0	0	1	2
c	4	1	1	6	11
d	3	0	1	4	7
e	3	0	1	4	7
f	3	0	1	4	7
g	3	0	0	3	5
h	1	0	0	1	2
i	27	5	19	51	89

*** 回答に対する補足：h. について**

- ・ 基幹システム将来像の模索 (関東)

設問 1 8-1 効率性の向上を評価目的としたとお答えになった方(設問 1 7 の回答が b の方)にお伺い
します。効率性に関する行政情報システム評価(ま
たはシステム監査)で重要視しているテーマにつ
いてお答えください。(複数回答可)

- a : 外部委託費用の妥当性
b : 情報システム化投資の妥当性
c : 運用業務プロセスの効率性
d : 新規システム企画の妥当性
e : システム開発における生産性
f : その他
g : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	3	0	0	3	5
b	4	1	1	6	11
c	3	0	1	4	7
d	4	0	0	4	7
e	2	1	0	3	5
f	0	0	0	0	0
g	26	5	19	50	88

設問 1 8-2 有効性の向上を評価目的とした
とお答えになった方(設問 1 7 の回答が c の
方)にお伺いします。有効性に関する行政情
報システム評価(またはシステム監査)で重
要視しているテーマについてお答えくださ
い。(複数回答可)

- a : 住民サービスにおける貢献度
 b : システム資源の有効活用
 c : 既存システムにおける当初目的の達成度
 d : 職員配置の適正性
 e : その他
 f : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	2	0	1	3	5
b	2	0	1	3	5
c	1	0	1	2	4
d	2	0	0	2	4
e	0	0	0	0	0
f	28	6	19	53	93

設問 18-3 信頼性の向上を評価目的としたとお答えになった方(設問 17 の回答が d の方)にお伺いします。信頼性に関する行政情報システム評価(またはシステム監査)で重要視しているテーマについてお答えください。(複数回答可)

- a : システムのバックアップ対策
 b : 障害発生時の対策
 c : 情報システム要員教育
 d : エンドユーザの教育
 e : その他
 f : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	3	0	1	4	7
b	2	0	1	3	5
c	1	0	1	2	4
d	1	0	1	2	4
e	0	0	0	0	0
f	28	6	19	53	93

設問 18-4 安全性の向上を評価目的としたとお答えになった方(設問 17 の回答が e の方)にお伺いします。安全性に関する行政情報システム評価(またはシステム監査)で重要視しているテーマについてお答えください。(複数回答可)

- a : 機密データ保護対策
 b : コンピュータウイルス対策
 c : 外部者によるネットワークへの不正アクセス対策
 d : 組織内部の不正アクセス対策
 e : 災害対策および災害復旧対策
 f : その他
 g : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	3	0	1	4	7
b	1	0	1	2	4
c	1	0	1	2	4
d	2	0	1	3	5
e	2	0	1	3	5
f	0	0	0	0	0
g	28	6	19	53	93

設問 19. 情報処理業務の委託先に対して行政情報システム評価(またはシステム監査)を実施したことがありますか。

- a : 実施したことがある。
 b : 実施したことはないが、必要性を感じている。
 c : 実施したことはなく、必要性も感じていない。
 d : その他
 e : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	0	0	0	0	0
b	12	1	4	17	30
c	4	1	4	9	16
d	0	0	0	0	0
e	15	4	12	31	54

*** 回答に対する補足：b. について**

- ・コストの妥当性 (関東)
- ・セキュリティなどの安全性 (関東)
- ・委託内容から見た委託経費の妥当性 (関東)
- ・委託費用の妥当性 (関東)
- ・委託業務の生産性、委託料の精査、セキュリティ対策 (関東)
- ・委託業務と価格について (関西)

*** 回答に対する補足：c. について**

- ・委託先に対して、監査する権限がない (関東)
- ・効果が不明 (関東)

設問20. 情報処理業務の委託先に対してシステム監査を実施したことがあるとお答えになった方

(設問19の回答がaの方)にお伺いします。行政情報システム評価(またはシステム監査)で重要視しているテーマについてお答えください。(複数回答可)

- a：業務処理の効率性やコストの妥当性
 b：処理結果の正確性、出力のタイミング
 c：個人情報保護および機密保持等セキュリティの確保
 d：委託先企業従業員以外の要員の管理状況
 e：委託先企業の認定取得の状況
 f：その他
 g：無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	0	0	0	0	0
b	0	0	0	0	0
c	0	0	0	0	0
d	0	0	0	0	0
e	0	0	0	0	0
f	0	0	0	0	0
g	31	6	20	57	100

設問21. 行政情報システム評価(またはシステム監査)は庁内に浸透していると思われますか。

- a：思う。
 b：思わない。
 c：無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	2	0	1	3	5
b	13	3	7	23	40
c	16	3	12	31	54

*** 回答に対する補足：b. について**

- ・理解が不足している (関東)
- ・システム評価制度そのものが、まだよく浸透していない (関東)
- ・情報処理部門以外での認識度が低いため (関東)
- ・過去に(本格)実施されたことがなく必要性の周知もされていない(関東)
- ・PCの台数が不足しているためシステム評価まで手が回らない (関東)
- ・回数が双方とも1回ずつであるため定期的には実施できない (関東)
- ・システム運用、管理部門だけのことと思われている (関東)
- ・職員の勉強不足、危機感の欠如 (関東)
- ・必要性を理解している者が少ないため (関東)
- ・内容がよく分からない (関東)
- ・必要性が確認されていない (中部)

設問 2.2. 事務事業評価を実施したことがある方にお伺いします。実施体制についてお答えください。
(複数回答可)

- a : 総務または企画管理部門等
b : 監査事務局
c : 外部委託
d : 包括外部監査の一環として
e : その他
f : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	10	0	3	13	23
b	0	0	0	0	0
c	0	1	0	1	2
d	0	0	0	0	0
e	1	1	1	3	5
f	20	4	16	40	70

* 回答に対する補足： a. の部門名称

- ・ 企画課 (関東)
- ・ 企画課(行政改革担当) (関東)
- ・ 企画経営室(全庁を対象とした領域と特定部門を対象としたものの双方)(関東)
- ・ 企画調整室 (関東)
- ・ 企画財政部まちづくり推進課 (関西)
- ・ 企画推進課 (関西)

* 回答に対する補足： e. について

- ・ 現在実施準備段階 (関東)
- ・ 今年度に企画管理部門が実施予定 (関東)
- ・ 施策評価実施中 (中部)
- ・ 今年度より実施 (関西)

設問 2.3. 事務事業評価を実施したことがある方にお伺いします。評価の目的についてお答えください。(複数回答可)

- a : 行政施策との整合性の評価
b : 住民サービスにおける貢献度の評価
c : 組織体制の見直し
d : 職員配置の適正性の評価
e : 事務プロセスの見直し
f : 予算の効率的な執行と有効活用
g : 外部委託費用の妥当性の評価
h : その他
i : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	7	2	2	11	19
b	4	1	1	6	11
c	2	0	1	3	5
d	1	0	0	1	2
e	7	0	0	7	12
f	7	2	2	11	19
g	1	0	0	1	2
h	2	0	0	2	4
i	21	4	18	43	75

* 回答に対する補足： h. について

- ・ 基本計画指導にかかる不断の行財政改善、行政の説明責任の向上(関東)
- ・ 事務事業全般について検討中 (関東)

設問 2.4. 事務事業評価を実施したことがある方にお伺いします。事務事業評価は庁内に定着し、実施効果が現われていると思われますか。

- a : 思う。
b : 思わない。
c : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	7	1	1	9	16
b	4	1	1	6	11
c	20	4	18	42	74

＊ 回答に対する補足：b. について

- ・ 昨年度に試行として開始されたため（関東）
- ・ 定着を目指している段階であるため（関東）
- ・ 予算に対する決算額での執行率のみの評価であり行政施策との整合性評価は難しいと思われる（関東）
- ・ 現在実施中のため（中部）
- ・ 事務事業評価の結果と現実の施策とのギャップが生じているため（関西）

●「行政情報システム評価およびシステム監査」についての結果とコメント

行政情報システム評価およびシステム監査の認知度は「両方知っている」が40%、「片方のみ知っている」を合わせても49%に止まっている。

行政情報システム評価またはシステム監査の実施については、実施実績ありが合わせて7団体あり、関東のみでは5団体である。未実施の理由としては、「人材不足」「予算化が困難」の他に、将来課題と考えている自治体が多い。これは、パソコン導入やネットワーク化推進、セキュリティポリシー策定等のIT化施策推進に取組中のため、現段階では最重要課題として捕らえていないことが考えられる。

今後、L G W A N、住基ネットワークとの接続、インターネットを利用した電子申請等を推進するにあたり、セキュリティ対策の必要性やシステム開発および運用にかかるコストは自治体が背負う大きな課題となる。そのため、情報システムの安全性・信頼性・効率性を評価し、情報システムの適切なセキュリティ対策を実施し、費用対効果・有効性を高めることが必要である。また、客観性や透明性を保証し、実施効果を高めるために、外部の専門家を積極的に活用し、行政情報システム評価およびシステム監査を推進することが望まれる。

行政情報システム評価およびシステム監査の庁内への浸透については、「浸透していると思う」が全体で3団体、関東のみでは2団体である。理由として、「情報処理部門以外での認識度の低さ」や、「危機感の欠如」等が挙げられている。行政情報システム評価およびシステム監査は実施後のフォローアップを行い、庁内に定着させることによって効果を発揮するものであり、すでに実施済みの自治体においても定期的に実施する必要性を認識していただきたい。

また、今回は事務事業評価についても合わせて調査を行ったが、実施実績のある自治体のうち庁内に定着しており実施効果があると判断しているのは9団体であり、行政情報システム評価およびシステム監査よりも浸透していることが伺える。しかし、今や情報システムは行政にとって必要不可欠であり、行政事務の効率化や住民サービスの向上、セキュリティ対策の充実等を目標とする行政情報システム評価およびシステム監査についても事務事業評価と同様に定着することが望まれる。

IV. リスク管理体制

設問25. 情報システムに関するセキュリティ管理体制についてお答えください。

- a：セキュリティ管理体制がある。
- b：現在作成中・検討中である。
- c：作成の予定が無い。
- d：無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	15	1	8	24	42
b	14	3	10	27	47
c	2	2	1	5	9
d	0	0	1	1	2

設問26. 情報システムのセキュリティを担当する部署は決まっていますか。

- a : 担当部署が決まっている。
 b : 現在検討中である。
 c : 担当部署を置く予定が無い。
 d : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	24	2	15	41	72
b	5	3	4	12	21
c	2	1	0	3	5
d	0	0	1	1	2

設問 27. 各自治体が2003年までに策定することになっている「情報システムのセキュリティポリシー(方針)」について、お聞きます。

- a : セキュリティポリシー(方針)を策定済み。
 b : 作成中・検討中である。
 c : 策定の予定が無い
 d : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	0	0	0	0	0
b	25	4	16	45	79
c	6	2	3	11	19
d	0	0	1	1	2

- * 回答に対する補足：c. について
 ・今の段階ではまだ検討していない(関東)

設問 28. 情報システムのセキュリティ管理マニュアルについてお答えください。

- a : マニュアルが有る
 b : 作成中・検討中である
 c : 作成の予定が無い。
 d : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	4	0	3	7	12
b	23	4	13	40	70
c	4	2	3	9	16
d	0	0	1	1	2

- * 回答に対する補足：a. について
 ・個人情報保護条例、規則、管理運営規定

設問 29. 最近、貴自治体で情報セキュリティトラブル(情報システムの事故、情報漏洩、外部からのハッカー侵入など)が発生しましたか。

- a : 発生した。
 b : 発生していない。
 c : よくわからない。
 d : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	8	3	4	15	26
b	23	3	15	41	72
c	0	0	1	1	2
d	0	0	0	0	0

設問 30. 発生したセキュリティトラブルの内容をお答えください(複数回答可)。

- a : コンピュータウイルスによる汚染
 b : ハッカーによるシステムへの侵入
 b 1. (実被害が発生)
 b 2. (実被害は無し)
 c : 情報の漏洩(住民情報、業務情報など)
 d : システム障害によるサービス停止
 e : その他
 f : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	4	3	4	11	19
b	0	2	0	2	4
b1		1		1	2
b2		1		1	2
c	0	0	0	0	0
f	5	1	1	7	12
g	0	0	0	0	0
h	23	3	15	41	72

設問3 1. 現在行われているセキュリティ対策はどのようなものですか(複数回答可)。

- a : I D・パスワードによるアクセス制御
- b : 機密文書は別管理、厳重な入退室管理
- c : データのバックアップ
- d : ファイアウォールを導入
- e : ワクチンソフトを導入
 - e 1 : " (全パソコン)
 - e 2 : " (一部)
- f : 暗号化ソフトウェアを導入
- g : その他
- h : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	30	6	19	55	96
b	6	0	5	11	19
c	29	6	15	50	88
d	9	4	9	22	39
e	18	3	6	27	47
e1	4	3	5	12	21
e2	6	0	4	10	18
f	2	0	0	2	4
g	2	0	0	2	4
h	0	0	0	0	0

* 回答に対する補足：g. について

- ・FDの使用禁止(関東)
- ・バーチャルLAN(関東)

●「リスク管理体制」についての結果とコメント

リスク管理と情報リスク管理体制の有無を聞いたところ、いずれのリスク管理についても約90%の自治体は管理体制をもっている。しかし、残りの自治体はいずれのリスク管理も行っていない。危機意識がまだ欠如している。新聞やマスコミで報道される情報セキュリティや情報漏洩の事件を人ごとと思っており、自分のところだけは大丈夫と思っていることから来ている。実際に情報システムで被害にあった経験は全体の26%であることからわかる。その場合の被害の内容は「ウイルス感染」が最も多く、かなり落ちて「システム停止」である。

やはり、実際に市民情報の漏洩など大きな被害が起きて始めて、「まさか自分のところが狙われるなんて、考えてもいなかった」というコメントになるのであろう。

自治体の長をはじめとした人たちが危機意識を持ち、「セキュリティポリシー」を発表する必要がある。現にセキュリティポリシーを策定している自治体はゼロであり、セキュリティポリシーの作成・検討中が79%であるが、そのことの必要性をもっと啓蒙する必要がある。

技術的な対策として、もっとも基本的なI D・パスワードによるアクセス制御が96%行われていることは評価できる。バックアップもかなり行われている。しかしワクチンソフト、ファイアウォールなどの対策でさえ、まだ少数の自治体しか導入していないのは、気になる。

総じておおむねリスク管理対策はできているが、中身として具体的な担当部署や危機管理マニュアルまで作成している自治体は少ない。また、少数とはいえ全く対策を取っていない危機意識の欠如している自治体があることが気になる。

V. 「電子自治体」への対応

設問3 2. 「電子自治体」の推進組織は設置されていますか。

- a : 設置済みである。
- b : 設置を検討中である。
- c : 未着手である
- d : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	15	4	9	28	49
b	5	1	4	10	18
c	11	1	7	19	33
d	0	0	0	0	0

設問 3 3. 「電子自治体」のための情報基盤整備についてお伺いします。

3 3-1 情報基盤整備計画は策定されていますか。

- a : 策定済みである。
b : 策定中である。
c : 未着手である。→設問 3 4 へ
d : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	4	1	3	8	14
b	15	2	9	26	46
c	12	2	8	22	39
d	0	1	0	1	2

* 回答に対する補足：a. について

- ・ 現在、改定作業中の基本計画を反映する形で改定を予定(関東)

3 3-2 情報基盤整備計画にはどのような内容が含まれていますか(複数回答可)。

- a : 個人情報保護条例の制定、または、見直し
b : 情報セキュリティポリシーの策定
c : 職員へのパソコン配備拡充
d : 庁内外のネットワーク拡充、整備
e : その他
f : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	7	1	3	11	19
b	13	3	7	23	40
c	15	4	11	30	53
d	18	4	7	29	51
e	0	0	0	0	0
f	13	2	9	24	42

3 3-3 情報基盤整備の実施予定は決まっていますか。

- a : 平成12年度以前から着手している。
b : 平成13年度から着手している。
c : 平成14年度以降に着手の予定である。
d : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	5	1	4	10	18
b	7	1	4	12	21
c	6	1	3	10	18
d	13	3	9	25	44

* 回答に対する補足：c. について

- ・ 前倒しを検討(関東)

設問 3 4. ITを活用した便利な行政サービスについてお伺いします。

3 4-1 行政サービスの推進計画は策定されていますか。

- a : 策定済みである。
b : 策定中である。
c : 未着手である →設問 3 5 へ
d : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	4	2	2	8	14
b	15	2	9	26	46
c	11	2	9	22	39
d	1	0	0	1	2

* 回答に対する補足：a. について

- ・ 現在、改定作業中の基本計画を反映する形で改定を予定(関東)

* 回答に対する補足：b. について

- ・ 長期総合計画(関東)

3 4-2 行政サービスの推進計画にはどのような内容が含まれていますか(複数回答可)。

- a : 申請・届出などの電子申請・届出
 b : 一箇所で一時にサービスが受けられるワンストップサービスの実施
 c : ホームページ等による情報の公開
 d : コミュニティ等による住民参加の促進
 e : その他
 f : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	16	3	8	27	47
b	12	2	5	19	33
c	19	4	8	31	54
d	5	0	2	7	12
e	0	0	1	1	2
f	12	2	10	24	42

- * 回答に対する補足：e. について**
 ・ 現在策定中(関西)

34-3 行政サービスの実施予定は決まっていますか。

- a : 平成12年度以前から着手している。
 b : 平成13年度から着手している。
 c : 平成14年度以降に着手の予定である。
 d : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	5	2	3	10	18
b	4	2	2	8	14
c	9	0	5	14	25
d	13	2	10	25	44

- * 回答に対する補足：b. について**
 ・ 一部を除く(関東)

設問35. ITを活用した庁内業務システムについてお伺いします。

35-1 庁内業務システムの整備計画は策定されていますか。

- a : 策定済みである。
 b : 策定中である。
 c : 未着手である。→設問36へ
 d : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	10	1	8	19	33
b	13	3	5	21	37
c	8	2	7	17	18
d	0	0	0	0	0

- * 回答に対する補足：a. について**
 ・ 現在、改定作業中の基本計画を反映する形で改定を予定(関東)

35-2 庁内業務システムの整備計画にはどのような内容が含まれていますか(複数回答可)。

- a : 情報の共有化
 b : 文書管理
 c : 庁内業務(給与銀行振込事務、旅費精算事務、入札等)の電子化
 d : その他
 e : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	22	4	10	36	63
b	19	4	11	34	60
c	9	2	6	17	30
d	2	0	2	4	7
e	8	2	7	17	30

- * 回答に対する補足：d. について**
 ・ 財務会計システム(関東、関西2件)
 ・ 財務会計システムの再構築(関東)

35-3 庁内業務システム整備の実施予定は決まっていますか。

- a : 平成12年度以前から着手している。
b : 平成13年度から着手している。
c : 平成14年度以降に着手予定である。
d : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	7	1	7	15	26
b	9	2	4	15	26
c	7	1	2	10	18
d	8	2	7	17	30

設問36. 職員に対する「電子自治体」対応のIT教育についてお伺いします。

36-1 IT教育計画は策定されていますか。

- a : 策定済みである。
b : 策定中である。
c : 未着手である → 設問37へ
d : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	5	1	3	9	16
b	8	3	4	15	26
c	18	2	12	32	56
d	0	0	1	1	2

36-2 IT教育計画にはどのような内容が含まれていますか(複数回答可)。

- a : 電子自治体構築人材の育成
b : インターネットの利用教育
c : パソコンの利用教育
d : その他
e : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	7	3	2	12	21
b	7	4	5	16	28
c	12	4	6	22	39
d	0	0	0	0	0
e	18	2	13	33	58

36-3 IT教育の実施予定は決まっていますか。

- a : 平成12年度以前から着手している。
b : 平成13年度から着手している。
c : 平成14年度以降に着手予定である。
d : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	8	1	4	13	23
b	3	3	1	7	12
c	3	0	2	5	9
d	17	2	13	32	56

* 回答に対する補足：a. について
・ 行政情報化研修会実施(関東)

設問37. 職員に対する「電子自治体」対応の情報セキュリティ教育についてお伺いします。

37-1 情報セキュリティ教育計画は策定されていますか。

- a : 策定済みである。
b : 策定中である。
c : 未着手である → 設問38へ
d : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	0	0	0	0	0
b	10	3	4	17	30
c	21	3	16	40	70
d	0	0	0	0	0

37-2 情報セキュリティ教育計画にはどのような内容が含まれていますか(複数回答可)。

- a : ウイルス対策の教育
b : 不正アクセス対策の教育
c : ユーザID、パスワード管理の教育
d : 個人情報保護条例の教育
e : 情報倫理の教育
f : システム監査人の育成教育
g : その他
h : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	8	3	3	14	25
b	6	2	3	11	19
c	8	3	3	14	25
d	7	2	2	11	19
e	6	2	2	10	18
f	0	0	0	0	0
g	0	0	0	0	0
h	21	3	16	40	70

37-3 情報セキュリティ教育の実施予定は決まっていますか。

- a : 平成12年度以前から着手している。
b : 平成13年度から着手している。
c : 平成14年度以降に着手予定である。
d : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	2	0	0	2	4
b	2	2	2	6	11
c	8	1	2	11	19
d	19	3	16	38	67

設問38. 住民に対する「電子自治体」対応のITの普及・啓蒙についてお伺いします。

38-1 ITの普及・啓蒙計画は策定されていますか。

- a : 策定済みである。
b : 策定中である。
c : 未着手である。
d : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	2	1	2	5	9
b	8	3	3	14	25
c	21	2	15	38	67
d	0	0	0	0	0

* 回答に対する補足：a. について

- ・ 国のIT講習推進特別交付金事業実施(関東)

38-2 ITの普及・啓蒙計画にはどのような内容が含まれていますか(複数回答可)。

- a : パソコンの利用教育
b : インターネットの利用教育
c : その他
d : 無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	12	4	5	21	37
b	11	4	4	19	33
c	0	0	2	2	4
d	19	2	13	34	60

* 回答に対する補足：c. について

- ・ IT講習(関西)
- ・ 光ケーブル網、ケーブルテレビ等、情報通信基盤の整備(関西)

38-3 ITの普及・啓蒙の実施予定は決まっていますか。

- a：平成12年度以前から着手している。
b：平成13年度から着手している。
c：平成14年度以降に着手する予定である。
d：無回答

	関東	中部	関西	合計	%
a	1	2	3	6	11
b	8	1	3	12	21
c	4	1	1	6	11
d	18	2	13	33	58

* 回答に対する補足：b. について
・IT講習実施(関東)

「電子自治体への対応」についてご意見

- ・電子自治体への対応に向けて、今年度基盤整備をしつつ計画等を策定中。(関東)
- ・電子自治体への取り組みとして、本年度は光ファイバー布設によるLANの整備と職員パソコン1人1台対応を目指すべく整備を図る。また今後は庁内整備のみならず市民サービスの一層の向上に向けて取り組みたい。(関西)
- ・住民の電子行政サービスへのニーズは高くなってきていると思うが、個人情報の保護やセキュリティ、また地方公共団体への財政的な負担が今後の課題。そのため、電子自治体の取り組みはますます格差が出てくるのではないだろうか。(関西)

●「電子自治体への対応」についての結果とコメント

電子自治体の推進組織は、49%自治体で設置済みである。検討中を含めると67%になるが、まだ3分の1の自治体が検討さえしていないことになる。しかも電子自治体のための情報基盤整備の計画を策定済みの自治体は、14%にしかない。検討中を含めても60%である。財政負担などの問題があると思われるが、電子自治体への取組みは、財政負担能力等により益々格差が出てくることが予想される。

情報基盤整備の計画では、職員へのパソコン配備、庁内外ネットワーク拡充・整備などのハード面のみならず、情報セキュリティポリシーの策定や個人情報保護条例の制定または見直し計画されており、住民のプライバシーや情報セキュリティ面の不安にきちんと対応しようという姿勢がみ取れる。

ITを活用した便利な行政情報システムの推進計画については、策定済み、策定中を合わせて60%になる。その推進計画を見ると、ホームページによる情報公開、電子申請・電子届出、ワンストップサービスの計画が上位に顔を出している。

一方、ITを活用した便利な庁内業務システムの整備計画については、策定済み、策定中を合わせて70%になる。その整備計画を見ると、情報の共有化、文書管理の計画が上位に顔を出している。

職員に対するIT教育計画については、策定済み、策定中を合わせて42%になる。その教育計画を見ると、パソコンの利用教育、インターネット利用教育の計画が上位に顔を出している。

職員に対する情報セキュリティ教育計画については、計画策定済みの自治体は、ゼロであり、策定中も30%しかない。情報セキュリティ事件・事故が頻発する昨今の状況を考慮すれば、コンピュータウイルス対策、情報倫理などに重点を置いた情報セキュリティ教育計画をIT教育と並行して推進すべきであるが、後回しになっている。

住民に対する電子自治体対応のITの普及・啓蒙計画については、策定済みがわずか9%であり、策定中の25%を合わせても34%にしかない。これも計画が後回しになっていることが分かる。

日本初

ISMSコンサルタント認定証授与 ISMS/BS7799/ISO17799 導入担当者・コンサルタント養成コース ～実践的な体験とノウハウの修得～

- 【月 日】第2回：平成14年2月18日(月)～22日(金)
第3回：6月17日～21日 第4回：10月21日～25日
- 【時 間】9時00分(初日9時30分)～20時30分(最終日17時)
- 【会 場】上野の森の研修所 東京都台東区池之端1-2-18 池之端市松ビル5F
- 【対 象】ISMS/BS7799システム導入ご担当者、情報セキュリティの責任者・
担当者、情報セキュリティアドミニストレータ試験を受験される方、ISMS
/BS7799コンサルタントになろうとされる方
- 【参加費】38万円(消費税込み39.9万円) SAAJ会員は20%引の31万9200円(税込)
- 【主 催】経済産業省登録システム監査企業(株)アーク
- 【後 援】日本システム監査人協会 日本情報システムユーザー協会
- 詳細は、<http://www.gigamall.ne.jp/~security/>をご覧ください。
ISMS/BS7799/ISO15408などの関連情報も掲載しております

協会が新事務所に移転しました

日本システム監査人協会の事務所は、発足以来、関係理事のご好意により情報システム監査(株)殿の事務所の一角を住所とし、基本的な事務をお願いする形で推移してきました。

今回、NPO法人に移行し新業務を展開するためには、何か拠点となる事務所が要するというところで探していたところ、橘和会長のご尽力で、NSD(日本システムデベロップメント)社のご好意により、そのフロアの一隅に独立した事務室を借りることができました。

新住所と電話番号は以下のとおりです。

〒163-0716 東京都新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビル16階16W4号室

Tel: 03-3348-4415、Fax: 03-3348-4416

今度の事務所では、事務委託は出来ない上、現在の協会財政では事務員を雇う余裕がありませんので、当分の間、理事および会員有志のボランティアにより協会事務を運営することになりました。

原則として、週日の午後誰か一人は詰めることにしていますが、不在の場合が多く、電話での応対は留守番電話となって不便をおかけしますので、会員各位からのご連絡は、FAXまたはe-mail(saaajk1@titan.ocn.ne.jp)にてお願いします。

また、このビルには郵便局があり、郵便物は当協会の私書箱で受け取るようになりますが、宅配便は不在時の受領に手間取ることが多くなります。料金のこともありますが、当協会への小荷物は出来るだけ郵便でお願いいたします。

現在のところ、新事務所に詰める協会の事務局メンバーは、次の方々です。

橘和尚道氏 岩崎昭一氏 鈴木信夫氏
富山伸夫氏 金子長男氏 鈴木実氏

以上

新規入会個人会員

番号	氏 名	勤務先・所 属
1047	小谷 宏	第一生命情報システム株式会社 リスク管理グループ
1048	稲村 雅之	zc株式会社 東実業株式会社情報課
1049	三好 豊喜	住生コンピューターサービス(株) SL開発部
1050	辰島 裕司	株式会社沖インフォテック SSL事業部
1051	京阪 昌彦	NTTコムウェア株式会社 関西支社
1052	渡辺 紳一	松下電送システム ソリューションビジネス開発センター
1053	溝田 明美	(有)コンピュータ教育者
1054	東本 謙治	
1055	小峯 嘉明	
1056	江角 博規	ユニチカ情報システム システム開発第2第1課
1057	池田 光孝	広島ガス株式会社 情報システム部
1058	田上 岳夫	日本電気(株) インターネットソフトウェア事業部
1059	大野 裕人	監査法人トーマツ ERS
1060	太田 香	(株)椿本チェーン マテハン事業本部制御情報技術部
1061	荻原 義信	NECソフト(株) 第一SIシステム事業部公共第一システム部
1062	坂本 浩之	富士通中国システムズ 三シス事業部) ソリュ推進
1063	下妻 勝	塩野義製薬株式会社 品質保証部

編集後記

NPO設立総会を開き、法人認定の手続きを進めています。いよいよ、宮川新体制のもとで、システム監査人制度の運営、システム監査のいっそうの普及活動に向けて、まい進してまいります。

新事務所に移転しました。これまで、システム監査株式会社様には、大変お世話になりました。ありがとうございました。

前回の会報で、会報の発送方法を運送会社への委託に切り替えました。ところが、誤配や、配送不能による返却が続出しました。一部の方に大変ご迷惑をおかけしました。経費削減の効果はあったのですが、会員に迷惑をかけるわけには行かないので、今回郵送に戻します。

会員からの投稿、新会員の一言などを編集部にお寄せください。

(S.H)

発行所 日本システム監査人協会

発行人 橘和 尚道

事務局 〒163-0716

東京都新宿区西新宿 2-7-1

新宿第一生命ビル16階16W4号室

TEL. 03(3348)4415 FAX. 03(3348)4416

ホームページ <http://www.saaj.or.jp/>

会報担当理事

原田 奈美 日本アイ・ビー・エム(株)

富山 伸夫 富山システム監査事務所

吉田 裕孝 三井物産(株)

蓮見 節夫 科研物流(株)

三谷慶一郎 (株)NTTデータ経営研究所

※ご連絡はなるべく郵便または、FAXでお願いします

会員専用メーリングリスト: saaj@mla.nifty.ne.jp

※加入方法は owner-saaj@mla.nifty.ne.jp にお問い合わせください。また受信アドレスの変更時も登録が必要になりますので、上記アドレスまで連絡してください。

※会員のみなさまからの投稿(連載、随筆等何でもOK)を募集します。記名記事は薄謝進呈します。書籍紹介欄もありますので、執筆されたかたはお知らせ下さい。

会報担当メール: saaj-kaihoh@isize.egroups.co.jp